

令和2年度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	令和2年度事業計画を策定するにあたって.....	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校等の概要.....	2
II.	沿革.....	3
III.	令和2年度の重点事項.....	4
IV.	事務局.....	5
V.	保育園.....	8
VI.	センター等.....	11
3	相山女学園大学に関する事項	14
I.	中長期計画.....	14
II.	教育事業.....	15
III.	学生生活支援.....	22
IV.	研究事業.....	24
V.	国際交流.....	25
VI.	学術情報.....	26
VII.	社会貢献・連携事業.....	28
VIII.	学生募集・入試改革.....	30
IX.	管理運営.....	31
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	33
I.	令和2年度の基本方針.....	33
II.	教育活動.....	33
III.	生徒指導.....	34
IV.	進路指導.....	34
V.	キャリア教育.....	35
VI.	安全管理.....	35
VII.	保健管理.....	35
VIII.	職員研修.....	36
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動.....	36
X.	施設・設備.....	36
XI.	図書館活動.....	37
XII.	生徒募集計画.....	37

5 相山女学園大学附属小学校に関する事項	38
I. 令和2年度の基本方針.....	38
II. 教育活動.....	38
III. 生活指導.....	39
IV. キャリア教育.....	40
V. 安全管理.....	40
VI. 保健管理.....	40
VII. 組織運営.....	40
VIII. 職員研修.....	40
IX. 学校評価.....	41
X. 保護者・地域住民等との連携.....	41
XI. 施設・設備.....	41
XII. 児童募集計画.....	41
6 相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	42
I. 令和2年度の基本方針.....	42
II. 教育目標・教育課程.....	42
III. 安全管理・保健管理.....	43
IV. 保護者との連携.....	44
V. 地域への開放・発信・連携.....	44
VI. 教育相談体制.....	45
VII. 組織運営.....	45
VIII. 職員研修.....	45
IX. 施設・設備.....	45
X. 特別支援・連携.....	45
XI. 園児募集計画.....	46
7 相山女学園大学附属相山こども園に関する事項	47
I. 令和2年度の基本方針.....	47
II. 教育・保育目標.....	47
III. 安全管理・保健管理.....	49
IV. 保護者との連携.....	49
V. 地域への開放・発信・連携.....	50
VI. 子育て支援の体制.....	50
VII. 組織運営.....	50
VIII. 職員研修.....	50
IX. 施設・設備.....	50
X. 発達支援・他機関との連携.....	51
XI. 園児募集計画.....	51

1 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 令和2年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念は「人間になろう」である。この教育理念の下、まず、人間とは何かを常に考えていきたい。また、椋山正弘前理事長は、「人間になろう」とは、「ひとを大切にできる」「ひとと支えあえる」「自らががんばれる」人間になることであると述べている。学園の事業の根幹である教育理念を、ここに詳説しよう。

今日、我々が謳歌しているような豊かな生活は、人間だけが創り出し人間だけが享受しているが、飢餓に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに、人間は様々な危機に脅かされてもいる。他方、身体的にも精神的にも、不幸な状況におかれている例も少なくない。第一の「ひとを大切にできる人間」とは、そうした人間性の喪失状況からヒューマニズムを創造する人間である。

第二の「ひとと支えあえる人間」とは、人と人との協力とつながりを重視する人間である。元来、人間は互いにつながりを持ち支えあって生きてきたが、社会の都市化が進行するとともに孤立する傾向も顕著になりつつある。最近の様々な災害の後に見直されていることもあるが、今こそ私たちがめざすのは、人類の協調及び連帯を大事にする人間である。

第三に、「自らががんばれる人間」とは、自らが自主的に「なろう」とする決意表明をする人間をいう。本学園は「前畑がんばれ」の声援にこたえてがんばり、世界一を達成した前畑秀子の偉業を伝統に持つ学園である。一般的には、私たちは教育的な営みの中で自ら学習していかなければ人間になることはできない。また、苦勞して考え達成できた時の喜びは、真の生きがいである。そして、生きがいを獲得した人間は、人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができる。

「人間になろう」という教育理念は、人間とは何かを深く考え、人間性の復権、人類の協力と連帯をめざす人間、「人間」という目標に向かって主体的に実践する人間をめざして、はじめて意義をもつ。このような普遍的な教育理念の具現化を図るため、令和元年11月29日に制定した本学園の事業に関する中期的な計画に基づき、特に以下の4点の基本方針を掲げて事業を行う。

- ① 女子教育の今日的意義を明確にしながら、「学士力」「就業力」「社会人基礎力」等時代に合った人材育成を進めていく。
- ② 女子総合学園、女子総合大学のメリットを活かす一貫教育、連携教育を行い、教育並びに研究の充実を図る。
- ③ 少子化に対応できる積極的な経営を貫いて健全な財政を樹立し、経営の安定化を図る。
- ④ 教職員が協働することにより、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校等の概要

梶山女学園大学・大学院

(令和2年度4月1日現在)

研究科・専攻等		入学定員	編入学定員	収容定員
梶山女学園大学大学院	生活科学研究科			
	食品栄養科学専攻（修士課程）	6	—	12
	生活環境学専攻（修士課程）	6	—	12
	人間生活科学専攻（博士後期課程）	3	—	9
	研究科計	15	—	33
人間関係学研究所	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40
現代マネジメント研究所	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10
教育学研究所	教育学専攻（修士課程）	6	—	12
合 計		46	—	95

学部・学科		入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次	
生活科学部	管理栄養学科	120	—	—	480
	生活環境デザイン学科	137	2	2	549
	学部計	257	2	2	1,029
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	115	—	10	475
	表現文化学科	95	—	10	400
	学部計	210	—	20	875
人間関係学部	人間関係学科	100	—	2	440
	心理学科	110	2	3	452
	学部計	210	2	5	892
文化情報学部	文化情報学科	120	—	2	484
	メディア情報学科	100	—	2	405
	学部計	220	—	4	889
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	180	—	—	690
教育学部	子ども発達学科	170	2	3	692
看護学部	看護学科	100	—	—	400
合 計		1,347	6	34	5,467

令和2年度は以下のとおり入学定員を変更

生活科学部生活環境デザイン学科：入学定員132名から137名へ、第3年次編入学定員を3名から2名へ変更

人間関係学部人間関係学科：入学定員110名から100名へ、第3年次編入学定員を8名から2名へ変更

人間関係学部心理学科：第3年次編入学定員を5名から3名へ変更

文化情報学部メディア情報学科：第3年次編入学定員を3名から2名へ変更

現代マネジメント学部現代マネジメント学科：入学定員を170名から180名へ変更

梶山女学園高等学校、梶山女学園中学校、梶山女学園大学附属小学校、梶山女学園大学附属幼稚園、
梶山女学園大学附属梶山こども園、梶山女学園大学附属保育園

(令和2年4月1日現在)

学 校 等	収容定員
梶山女学園高等学校（全日制課程普通科）	1,200
梶山女学園中学校	900
梶山女学園大学附属小学校	480
梶山女学園大学附属幼稚園	290
梶山女学園大学附属梶山こども園	120
梶山女学園大学附属保育園	30

II. 沿革

- 明治38（1905）年 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5（1916）年 梶山高等女学校併設設置認可
- 大正 6（1917）年 梶山高等女学校開校
- 大正12（1923）年 梶山第二高等女学校設立認可
- 大正13（1924）年 梶山第二高等女学校を開校 梶山高等女学校は、梶山第一高等女学校と改称
- 大正14（1925）年 名古屋裁縫女学校を梶山女学校と改称
- 昭和 4（1929）年 財団法人梶山女学園認可、梶山女子専門学校設立認可
- 昭和 5（1930）年 梶山女子専門学校開校
- 昭和 6（1931）年 梶山第二高等女学校を梶山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12（1937）年 梶山女子商業学校開校（梶山女学校廃止）
- 昭和17（1942）年 梶山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22（1947）年 梶山中学校開校
- 昭和23（1948）年 梶山第一高等女学校、梶山女子専門学校附属高等女学校、梶山女子商業学校を梶山女学園高等学校に組織変更 梶山中学校を梶山女学園中学校と改称
- 昭和24（1949）年 梶山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25（1950）年 梶山女子専門学校附属幼稚園を梶山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26（1951）年 学校法人梶山女学園に組織変更認可
梶山女子専門学校廃止
- 昭和27（1952）年 梶山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43（1968）年 梶山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44（1969）年 梶山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47（1972）年 梶山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52（1977）年 梶山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62（1987）年 梶山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
- 平成 2（1990）年 梶山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3（1991）年 梶山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学部を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英米文学科にそれぞれ名称変更

平成 6 (1994) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
平成 7 (1995) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成21 (2009) 年	椋山女学園大学文学部廃止 椋山歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止 椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園大学附属保育園開設
平成31 (2019) 年	椋山女学園大学附属椋山こども園開設

III. 令和2年度の重点事項

1. 学士課程教育の質的転換を図るための大学改革を推進

平成25年4月以降、大学では学長のリーダーシップの下、学士課程教育の質的転換を図る検討委員会及び大学運営会議を中心に「椋山女学園大学中期計画」「椋山女学園大学における学士課程教育の質的転換のための改革アクションプラン」に基づく様々な教育改革を行ってきた。

令和2年度は、「椋山女学園大学中長期計画 (2020年4月～2030年3月)」に基づき、アクションプランの各課

題に対する具体的な行動目標・行動計画等の実行に当たり、大学運営会議を中心に、各学部教育内容検討会議や各種委員会、関係事務局等が連携協力しながらPDCAサイクルを回し、大学改革をさらに加速させていく。

また、令和2年度も引き続き大学改革の検証と改善を進め、「私立大学等改革総合支援事業」等の競争的な補助金事業の採択を目指す。

2. 大学における認証評価の受審

大学では、令和2年度に公益財団法人大学基準協会による3回目の認証評価を受ける。令和2年3月下旬に提出する「点検・評価報告書」及び「大学基礎データ」等に基づいて行われる実地検査等に対して、大学運営会議を中心とする全学体制で対応し、大学評価結果を真摯に受け止め、積極的な内部質保証に取り組んでいく。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

本学園は、いつの時代も社会が求める教育を実践し、保育園から大学・大学院までを有する、女子総合学園として発展してきた。今後も、人材の育成及び学術研究の発展という教育研究機関としての役割と社会的責任を常に自覚し、教育研究活動の改善と充実のために不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営、適切な情報開示等により、学園の質の保証と向上を図ることを重要な課題として位置付ける。

(1) 教育の質的転換のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第3期教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDCAサイクルの確立等に必要となる体制の整備を進めていく。

特に、大学においては、平成30年11月の中央教育審議会による答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等に見られるように、より高度な質的転換や教育の質保証が求められており、本学でもこれらに対応するため、「大学運営会議」を中心に学長のリーダーシップの下、「相山女学園大学中長期計画」及び「改革アクションプラン」を策定し、教育改革を行うなど、教育の質的転換のための取組を進めていく。令和2年度は、中長期計画第1期(2020年4月～2023年3月)を柱にPDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

また、各学校(園)間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までが集う総合学園の強みを活かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

(2) 情報公開の取組

財務情報や教育情報等を始めとする本学園の情報については、これまでもホームページ等で積極的に情報開示を進めてきた。大学においては平成26年度に導入された「大学ポータル」を活用し、積極的に教育情報を公表している。令和2年度は、私立学校法の改正に伴う情報公開の内容及び開示対象の拡大に対応しつつ、引き続き学園、各学校(園)のホームページや大学ポータル、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

(3) 法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

平成24年度からIR(Institutional Research)機能を本学園に導入し、事務局各課に配置したIR室員から成る企画広報部IR室を設置した。令和元年度は、BI(Business Intelligence)ツールを導入し、会議での分析結果報告等に活用した。令和2年度は、学園に関わる各種データ及び情報を収集・分析した結果をまとめた『大学IRレポート2020 vol.3』を発行する。また、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、

大学運営に反映させる。そのため全職員がIR感覚を身につけ、客観的根拠に基づき考え、行動できるよう、IRの専門家を招いたIR研修や、BIツールの実践的講習会を実施する（大学IR室と合同で開催）。

平成26年度から発足した教職協働の大学IR室では、主に教育の質保証に関するデータ（教育IR）の分析に当たっている。令和2年度は、大学教育及び大学生活の効果測定の指標ともなる「学生総合満足度調査」を継続実施（新入生に対しては「大学生活に関する入学時意識調査」を実施）し、経年比較した分析結果を大学運営会議等関係会議に提示していく。加えて令和元年度からは、お茶の水女子大学ほか約20大学で実施する「ALCS学修行動比較調査」に参加し、他大学との比較分析を行っているが、令和2年度も継続し、相対的、客観的な観点で本学の現状把握を行う。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、室員の知識、スキルを高めるため、先進大学の視察やIR研修を実施する。

3. 人事・労務に関する計画

（1）業務運営の効率化

令和元年度は、勤務時間の適正管理に向けた小学校所属職員に対するタイムレコーダーによる出退勤時刻の記録を試行的に行ったほか、給与明細情報のWeb化を検討したが、当面は現有機器の更新を行うことで現状のとおりとした。

令和2年度は、各部署の作成する給与計算に係る勤怠情報処理の流れの改善、タイムレコーダー導入による教職員の勤務時間の適切な管理を行うとともに、図書館（日進図書館及び高中図書館）の業務委託の適切な運用を図る。

（2）人材育成及びSDの推進

令和元年度は、SD（Staff Development）活動推進のための環境整備、集合研修としてSD研修会（役職者対象研修テーマ「管理者としての労務管理のポイントとトラブル防止のための『6つの小話』」、係員対象研修テーマ「公文書の取扱い」）の実施、愛知県私大事務局長会研修会への教職員の派遣等を実施した。

令和2年度は、事務局SD委員会と大学FD委員会との連携、SD研修会及びグローバル研修会の開催、学外の研修会への教職員の派遣等を進める。また、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の養成と人員配置についても検討を進める。

（3）雇用管理の適正化

令和元年度は、最低賃金額改定に伴う関係規程の改正や、労働基準法改正に伴う年5日の年次有給休暇の確実な取得対象に係る関係規程の整備、大学非常勤講師の雇用年齢上限設定の対応を行った。女性活躍推進法の行動計画の改定は、令和元年度末に向けて作業を進めた。

令和2年度は、労働時間の適正把握、雇用形態に関わらない公正な待遇の実現、変形労働時間の仕組みを生かした労働時間に関する労使協定の締結を進める。

4. 広報活動計画

本学園の広報活動では、媒体選定においてターゲットとなるステークホルダーに、本学からの情報が確実に届くかを重視している。そのため、予算的な制約もあり数多くの媒体を利用できない中で、広告の効果測定を指標としながら、最適の媒体を選定し、また、複数の媒体を合わせて、その相乗で効果的な結果が出るよう工夫している。令和2年度においても、広報費の有効な予算執行に努める。

広報展開は、学生、生徒、児童及び園児の活動を中心とした学園及び各学校の特長をわかりやすく社会に伝えることで、その充実を図る。

学園広報では、社会に常に意識されている動きが学園及び各学校にあり、教育という学園本来の機能が常に活性化されているというイメージを形成していく。その上で細部にまで検討を加えることで上質さを醸していく。令和2年度は、前年度に見直しを行った学園総合案内をよりブラッシュアップすることに努める。また、大学と高等学校との間で、学園の一貫教育を促進強化する目的で、平成28年度に開始した併設高校向けパンフレットの作成や高校3年生宛てのDM発送を継続する。

各学校の広報では、各学校が毎年、志願者を新規に開拓し、出願者とするを目的としている。同時に、合格者から入学者への定着率を上げていくことも目指している。受験者が出願する学校を決定する情報は、学校案内、学園の各

Webサイト、オープンスクール/キャンパスで提供されており、広報課では、これらに関わる広報を充実し、本学各学校の情報提供を図り、上記目的の達成を目指す。

とりわけ昨今はメディア等が行う各種ランキングでの評価が受験者等に与える影響力は大きく、受験者にとってタイムリーに情報を得ることができるWebサイトの充実、ランキング評価の向上を目指す上でも欠くことができない。本学Webサイトは、平成27年度にリニューアルを行い、その利便性は向上している。これを更なる志願者獲得につなげていくため、本学のWebサイトへ利用者を誘導する仕掛けや仕組み作りを行っていく。新コンテンツの追加予定はないが、ログ解析等を行い、より充実したサイト構築を目指す。大学では、視覚的な変更を加えることでより洗練されたイメージを形成しつつ、平成28年度設置した合格者専用サイトのさらなる充実を図る。各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果が最大限生かせるよう、他部署とも連携していく。

5. 施設・設備計画

令和元年度は、大規模修繕、防災対策を計画どおりに実施した。また、省エネルギー対策の取組も順調である。一方、中長期キャンパス整備計画については、ファシリティマネジメントに基づく各建物・施設などの調査を踏まえ、中期計画の策定までを行った。

令和2年度は、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

令和元年度に実施できなかった工事に加え、ファシリティマネジメント中期計画に基づき、以下の工事を実施する。

① 設備更新

老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。空調設備では、製造年月、運転時間などを考慮して優先順位付けし、空調機をエネルギー効率に優れた設備に更新する。給排水設備では、老朽化が進んでいる生活科学部棟及びメディア棟の給水ポンプユニット制御盤取替などを実施することにより設備維持を行う。照明設備では、生活科学部棟、国際コミュニケーション学部棟などの講義室を中心にLED化することで省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

② 外壁・漏水改修

国際コミュニケーション学部棟や学園センター屋上などの漏水対策を実施する。また、各キャンパスの外壁塗装などを行うことにより施設維持、美観の回復を行う。

(2) 中長期キャンパス整備計画

令和元年度に引き続き、星が丘キャンパスの建物の将来配置と各建物の仕様を構想していく。また、策定した中期計画の見直しを行うとともに、長期の建物修繕・長寿命化計画の策定及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

保育園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するように体系的な対策を準備する必要がある。施設・設備面における計画として、以下の2点を実施する。

① 震災対策

平成26年度に実施した各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

② 災害時用の備蓄品・非常食の整備

平成24年度に策定した計画をもとに、令和2年度も備蓄、整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、『電気、ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減』という目標が課されたことから、継続的な取組が求められている。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、平成27年度に導入が完了したエネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以上の省エネ化を目指す。

6. 財務計画

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態の最下位となっている。令和元年度予算では、基本金組入前当年度収支差額を事業活動収入で除した事業活動収支差額比率は理想である10.0%に満たない0.5%で、情報化対応、老朽化した建物の計画的な保全、省エネ対策等に資金を要する中、少子化の進行する今後の収支は予断を許さない状況である。

また、大学における入学定員充足率の厳格化により、大学の収入超過で、幼稚園から高等学校までの支出超過を賄うことが今後さらに厳しくなっていくことは必至であり、幼稚園から高等学校までにおいても教育面のみならず諸制度の更なる改革が急務である。

こうした状況下で、令和2年度には、引き続き理事長方針に基づく積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業を重視し、厳選して予算の編成を行うものとする。特に、大学の質的転換への対応や南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対応を行いつつ、将来必要となる校舎等建替整備資金に備えるための余力も確保し、資金の積立を継続する。

各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買い替えや浪費といった冗費の削減におよ一層努めるほか、各部門の経常費についても配分方法の見直しをさらに推し進める必要がある。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とするほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の外部資金を前提とする事業については、積極的に獲得した上で、別枠として裁定し予算措置するものとする。

寄付金事業としては、在学生、職員、卒業生その他一般を対象として開始した「椋山女学園教育振興基金」及び書籍の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立つ学生支援プロジェクトとしての「椋山女学園大学古本募金」の募集を継続するほか、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、令和元年度までの寄付金を原資として、令和2年度も引き続き施設設備・教育充実事業を実施する。その他、椋山女学園大学同窓会との連携による奨学金や施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実を図る。

V. 保育園

1. 令和2年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切に、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て支援の場となるよう努めていく。

令和2年度も本学園の教育理念「人間になろう」に基づいて、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④豊かな心の育ち（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

2. 保育目標

- (1) 各年齢の目標

- ①0歳児の目標
 - ・一人ひとりの生理的欲求を満たした生活リズムが整う。
 - ・遊びを通して五感の発達が育まれる。
- ②1歳児の目標
 - ・安定した生活の中で基本的生活習慣の獲得を目指す。
 - ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。
- ③2歳児の目標
 - ・基本的生活習慣の確立を目指す。
 - ・自我の芽生えの中で、気持ちのぶつかり合いを通して友達との関わりがわかる。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

- (f)0歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
 - ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。
- (f)1歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。
- (f)2歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

- (f)0歳児のねらい
 - ・保育士等に見守られながら、安心安定した生活を送ることができる環境を整える。
- (f)1歳児のねらい
 - ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。
- (f)2歳児のねらい
 - ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

- (f)0歳児のねらい
 - ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。
- (f)1歳児のねらい
 - ・安全でゆったりした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽しむ。
 - ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。
- (f)2歳児のねらい
 - ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。
 - ・身の回りのことを自分でしようとする。

④教育【人間関係】

- (f)0歳児のねらい
 - ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。
- (f)1歳児のねらい
 - ・保育士等や友達に関心を持ち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。
- (f)2歳児のねらい
 - ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。

⑤教育【環境】

- (f)0歳児のねらい
 - ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。
- (f)1歳児のねらい
 - ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。
- (f)2歳児のねらい
 - ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。

⑥教育【言葉】

- (f)0歳児のねらい
 - ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。
- (f)1歳児のねらい
 - ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。
- (f)2歳児のねらい
 - ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。

⑦教育【表現】

- (f)0歳児のねらい
 - ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。
- (f)1歳児のねらい
 - ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- (f)2歳児のねらい
 - ・みたくて、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。

⑧食育

- (f)0歳児のねらい
 - ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。
- (f)1歳児のねらい
 - ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。

- (f) 2歳児のねらい ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

- (1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。
- (2) 連絡帳を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。
- (4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらえようとする。
- (5) 園だより、クラスだより、保健だよりを毎月発行、配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。
- (6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。
- (7) 保護者会と連携、協力し子どもの育ちを支える。
- (8) ホームページを活用して、保育の様子を写真等で伝える。
- (9) メールシステムにより緊急連絡等を行う。
- (10) 保育園見学者を火曜日～木曜日の間で受け入れる。
- (11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。
- (12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。
- (13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。
- (14) 区役所、保健センター、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策

- (1) 月に一度の避難訓練、隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守ることができるようにする。
- (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
- (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、玩具、砂場等の消毒は適時実施し、感染症対策をする。

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間、週の指導計画を作成し、評価反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名私保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有する。また、園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 椙山こども園・保育園で合同研修を実施し、互いに共通理解を図る。
- (4) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。

6. 併設学校・園との連携

- (1) 椙山女学園大学附属椙山こども園、幼稚園との連携を図りながら、より良い保育を目指す。
- (2) 保育園から椙山こども園への入園優先枠は数名程度確保される。
- (3) 併設大学からの保育ボランティア、保育実習生を受け入れ、併設小学校、中学校、高校生の次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信
学園広報課と連携しながら、ホームページを充実させ、保育内容を発信する。
- (2) 見学者の受入れ
受入れは、火曜日～木曜日の間とし、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. オープンカレッジセンター

オープンカレッジセンターでは、学園の有する人材及び施設・設備等の資源を活用して「梶山オープンカレッジ」事業を実施し、在学生の資格取得の支援のほか、一般の方に広く生涯学習の機会を提供し、社会に貢献している。

令和元年度はカレッジ独自講座を42講座、キャリアアップ講座を53講座設けた。講座の募集方法として、オープンカレッジのパンフレットを制作し、会員及び資料請求者に配付し、前期・後期の受付開始前にはチラシの新聞折込みやホームページの更新を行った。また、近隣住民へのポスティング（直接投函）も行った。

令和2年度は、平成31年度事業計画を継続しつつ、開講のルールを尊重しつつ受講生からのニーズの高い講座を中心に実施していく。なお、新規講座の積極的な開講は行わない。

今後とも学生や地域の方々のニーズに応え、楽しみながら学べる講座や人生に役立つ講座を提供していく。

2. 学園情報センター

学園情報センターではパソコン、ネットワーク、サーバ環境整備の中長期計画を立案し、クラウド活用を中心に学生の自主学修や教員による教育研究活動を支援するための環境整備を行っている。

(1) 学内のパソコン利用環境整備

学生生徒、教職員のパソコン利用環境を順次整備し、安定した利用環境を提供するとともに、機器の高性能/高機能化、ソフトウェア/コンテンツの拡充を経済性も考慮しつつ進めている。令和元年度は、各学部・学校と協力し利用開始から5年以上経過した生活科学部、国際コミュニケーション学部、人間関係学部、文化情報学部、教育学部のパソコン教室及び事務用パソコンの機器更新、Windows7が利用されているパソコンをWindows10へアップデートする更新をおこなった。令和2年度も利用年数が5年以上になる教室パソコン更新の検討、中学校・高等学校でのiPadを活用した学習環境の拡充等の対応を進める。ソフトウェアはAdobe等包括契約の継続、学園内でOffice365、G-suiteのクラウドサービス設定を最適化し、それらの活用方法について学園情報センターのWebサイトで閲覧可能とする等、教職員等が利用しやすい環境整備を進める。

また、パソコン利用環境については、持込パソコンの活用、仮想パソコンの提供等、将来的な在り方を検討する。

(2) ネットワーク・サーバ環境の整備

情報通信ネットワーク、サーバ環境整備は、統合・高速化・高機能化を目的とした整備を順次進め、より安定した環境を学生生徒、教職員へ提供するとともに、運用コストの低減を進めている。令和元年度は、学園環境のクラウド化に伴い外部データセンターへサーバ機能を移転し、学園キャンパス、パブリッククラウドを合わせたハイブリッドクラウド構成とした。これにより学園キャンパスでの機器運用コストの低減や、一部サービスを除き学園キャンパスの状況を問わず、Webサーバでの情報公開、Office365、G-suiteのクラウドサービスの利用が可能となり、障害、災害等に強い環境を整備した。加えてサポート終了に伴うサーバOS（Windows/Linux）の更新、無線LAN設備の更新、追加を行った。

令和2年度以降は、サポート期限切れ機器の更新、各学校・学部で求める無線LAN環境、認証システムの整備、将来的なパソコン利用環境の検証に向けた認証システム整備、ライセンス更新等、整備を進める。

また、学園情報センター業務のアウトソーシングについては、令和2年度も平成30年度から実施している体制を継続する。

(3) 情報セキュリティの向上

電子情報セキュリティ対策については、利用者の啓発による利用方法の周知徹底、セキュリティ機器の導入、監視対応の強化を順次実施する。

令和元年度は、利用手引の更新、二要素認証の利用推進によるセキュリティ対応の向上を図った。

令和2年度以降は、認証システムの改修による二要素から多要素認証への更新と利用開始手順の簡易化による利用率向上に基づくクラウドサービスのセキュリティ強化、学内規程ガイドライン等の見直しによるセキュリティインシデン

ト発生時の対策及び対応方法の強化、インターネットと学園間の通信の安全性の常時監視と必要に応じた切断、調査の適切な実施等、情報通信環境の安全性を高めるための整備を進める。

3. 相山人間学研究センター

相山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③相山フォーラムの開催、④年誌『相山人間学研究』の発行という4つの事業がある。

プロジェクト調査・研究活動としては、5つのプロジェクト（①総合人間論、②女性論、③環境と人間、④子どもの発達をつなぐ、⑤プログラミング教育）及び公募プロジェクトがある。プロジェクトの研究成果は、活動報告会で発表され、年誌『相山人間学研究』にも掲載し、公表している。令和2年度も各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として開催することで、本学の教育理念「人間になろう」を学内外に発信している。令和元年度は、様々な学問領域から人間についてのアプローチをすることとして開催したが、令和2年度は、社会情勢や参加者の意見を鑑みた視点から4回程度開催する。

相山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、相山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることでセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市を始め、近隣の地区に広報活動を行い、一般公開することによって社会貢献を図るものである。令和元年度は第41回相山フォーラム「人間にとってスポーツとは何か：オリンピックイヤーを前に考える」と題して開催した。令和2年度もセンターが「知の拠点」となるにふさわしい内容で講演会を行う。

年誌『相山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座、フォーラムの開催報告等をまとめたものであり、学内外に向けて発信している。年誌は、センターホームページ上で閲覧でき、全国の関係大学・施設にも送付している。令和2年度も引き続き、年度末に第16号を発行する。

4. 相山女学園食育推進センター

相山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

令和元年度は、食育に関する講演会として、相山女学園大学開学70周年記念相山フォーラム（第13回相山女学園食育推進センター講演会）『『和食』って、いいね。』を開催した。食育に関する事業の実施・学園内飲食施設との連携及び支援・研究として、「大学キャンパス食育プロジェクト」「山添キャンパス等食育プロジェクト」を実施し、ヘルシーメニューの提供、食事バランスガイドの掲示等、食環境整備を進めている。食育関連事業への支援として、名古屋市民を対象とした千種生涯学習センターや名東区南部いきいき支援センターとの共催講座を継続して実施し、徳島県名古屋事務所など新規の外部諸団体からの支援要請をうけ、講師派遣や企画協力等を行った。平成29年度に大学から幼稚園の全学校種と保育園で実施した『『食』に関する実態調査』については、引き続き詳細分析を行った。また、相山こども園の開設に伴い、「相山女学園食育推進基本指針」の一部改定を行い、ホームページで公開した。

令和2年度は、大学からこども園までの全学校種と保育園において、3年ごとの『『食』に関する実態調査』を実施し、その調査結果や令和元年度に実施した食環境整備の効果・改善に向けた研究の結果を踏まえ、一層効果的な食育活動を行う。

さらに、社会貢献の一環として、引き続きフォーラムの開催や、東海農政局等自治体・企業が開催する食育関連事業への企画協力、講演会への講師派遣等を行う。また、センターのホームページの運用や「相山食育通信（第12号）」の発行など、センターの取組や食育に関する情報を広く発信する場をさらに充実させる。

5. 相山歴史文化館

相山歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

(1)「自校教育」を推進するため、令和元年度も、小冊子「相山女学園のあゆみ」の発行及びDVD「相山女学園のあゆみ」を作成し、大学1年生全員を対象とした「人間論（自校史）の授業」に配付した。さらに、大学の星が丘キャンパス（6

学部)においては、「人間論」(自校史)の授業受講後、レポートの作成と提出のため、歴史文化館を必ず見学する課題が課された。日進キャンパス(人間関係学部)については、歴史文化館の見学が推奨された。次に、ゼミ等を中心に約10回以上にわたり授業内での見学を受け入れた。令和2年度は、冊子「椋山女学園のあゆみ」を増刷し、授業等においてDVD及びホームページとともに積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。

(2) 歴史文化館では授業等を通じての来館者が年々増加しているが、日常的な来館者は少ない状況である。令和2年度も掲示物、S*m a p (We b学生支援システム)、ホームページ等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。

(3) 令和元年度は、文化展示室企画展として、平成30年度から引き続き「椋山の教員『著書展』」を開催するとともに、令和元年7月には「かわいい絵巻・絵入り本展示会」を開催した。令和元年10月から令和2年7月まで「裁縫雛形コレクション展〜椋山の小さな衣服たち〜」(椋山女学園歴史文化館開館10周年記念)を開催する。

(4) 椋中・高の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図っていく。

(5) 歴史文化館で保管する資料のうち、未整理となっている資料については、展示品及び収蔵品として整理が行われているものについてデータベース化を行った。令和2年度も引き続き整理を行い、適切に保存していく。

(6) 歴史文化館では平成22年度から大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一翼を担っている。令和2年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習を受け入れる。

(7) 歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。令和2年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し、歴史文化館の活動を周知する。

(8) 令和元年度は、東京オリンピック開催を1年後に控え、椋山女学園の卒業生である前畑秀子(日本女性初の金メダリスト)に注目が集まった。外部団体からの要望に応じて、積極的に前畑秀子に関する資料の提供を行った。令和2年度も同様に資料提供を行い、卒業生の活躍の歴史を広報していく。

3 椋山女学園大学に関する事項

I. 中長期計画

1. 椋山女学園大学中長期計画

椋山女学園大学は、1905年に創始された椋山女学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきた。本学の教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる人となることを目指す。

本学はこのような教育理念に基づき教育を進め、学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていく。さらに、少子化の潮流の中で社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高校生に対する広報の在り方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していく。

椋山女学園大学設立70周年を迎えた令和元年度は、椋山女学園大学第2期中期計画の最終年に当たり、令和2年度からは、平成31年1月に策定した「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」のもとで、女性のライフステージを意識し、「トータル・ライフデザイン」を主導コンセプトとして教育研究を展開し、これまで以上に受験生から選ばれ、社会から信頼されることを目標とした大学改革を推進していく。

I. 教育内容の充実

学生が主体的に学ぶ姿勢を醸成し、成長を実感できる教育を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する。

①教養教育科目の充実、②柔軟な学部教育、③ジェンダー教育の推進、④食育の推進、⑤他大学との単位互換制度の充実、⑥教員の研究を促進する体制の整備、⑦教育の内部質保証、⑧大学院教育の充実

II. 学修支援

学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整える。

①学修ポートフォリオ (Success) の活用、②学生の主体的な学修のサポート、③きめの細かい指導体制の確立、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用

III. 学生生活

学生間、学生と教職員など、学内コミュニケーションの一層の充実を図り、必要なサポートがすぐに得られる安心・安全で健康的なキャンパスライフを実現する。

①快適な学生生活環境の提供、②学生サポートの充実、③経済的苦境にある学生の支援、④可能性を広げる機会の提供、⑤ハラスメントのないキャンパス実現に向けた取組の強化、⑥安心・安全を生む危機管理体制の整備

IV. キャリア支援

学生が就職、進学など進路についての希望を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も生涯にわたり支援する。

①キャリア育成センターの充実、②キャリア育成センターと学生相談室及び学修・生活指導教員との連携、③インターンシップの拡充、④ニーズを把握するアンケート調査の実施とフィードバック、⑤各種資格取得の支援、⑥大学院への進学を希望する学生に対する支援、⑦国家資格及び公務員志望学生に対する支援、⑧同窓会組織との協働によるリカレント教育の推進

V. 学生確保

教養から実学まで、在学生から卒業生・社会人まで、幅広い学びの要求に応えることによって、中長期にわたり安定した定員管理と質の高い学生の確保を実現する。

①適時的なアドミッションポリシー、②入学定員の安定的確保、③ねらいを絞った効果的な入試広報、④多様な人々に開かれた入試制度、⑤調査研究

VI. 社会連携

他大学、行政組織、企業など、地域社会の様々な主体との連携を進めることによって、本学の活性化と発展を目

指すとともに、地域社会に貢献する。

①地域内外における他大学との連携、②行政組織との連携、③星が丘エリアのまちづくりへの参加、④産業界・地域社会との連携促進、⑤子育て支援・幼児教育拠点施設としての椋山こども園の活用

VII. マネジメント

教学組織の持続的な改革を通して、資源の最適配分を計画・実行するマネジメント力を一層強化する。

①教学マネジメントの機能強化、②ハード（施設設備）とソフト（教育）一体となった教育改革の実施、③各種センターの整理・集約による機能強化、④学内広報機能の充実、⑤総合学園のメリットを活かした教育の展開

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育・キャリア教育

(1) 全学共通科目「人間論」

「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を授業科目の形で追究するために設置された科目であり、「自校教育」、「大学での学び・キャリア教育」及び「学問的人間論」の3つの柱から構成され、全学共通科目として星が丘キャンパスにおいては学部を越えた交流型のクラス編成で実施している。令和2年度も引き続き、「人間論」基本方針に基づき、全学共通の開講曜日・時限、授業構成・内容、教材・テキスト等により授業を実施する。自校教育については、大学改革アクションプラン2019における教員用ガイドラインの検証を踏まえ、令和2年度用に一部改訂したガイドラインにより授業を実施し、授業後にはさらに令和3年度に向けた検証を行う。また、1年生全員が履修（星が丘16クラス、日進3クラスを開講）し、多くの教員がオムニバスで担当するため、教育内容、成績評価等に偏りが生じないよう、担当者会議を通じて教育内容・方法、評価方法について検討し、充実に図る。

(2) 教養教育

平成27年度から全学共通化した教養教育は、教養教育機構運営委員会において受講者数の推移により開講クラス数等を検討し、学生ニーズに対応した編成を行い、質の向上を図っている。大学改革アクションプラン2019において教養教育の諸課題（科目構成、授業内容、受講状況等）についての検証を実施し、令和2年度は3科目で4クラス増やす編成とした。また、令和2年度から椋山女学園大学中長期計画の実実施計画I期（2020年4月～2023年3月）がスタートし、その計画の一つとして教養教育科目「情報リテラシー教育」及び「多言語教育」の充実に図るため、現状把握、体制整備について検討を始める。

(3) キャリア教育

キャリア育成センターと教務課が連携し、トータル・ライフデザイン教育の考え方の下、全学共通科目「人間論」におけるキャリア教育、教養教育科目領域7「女性とキャリア」の科目を実施するとともに、各学科でキャリア教育科目を指定している。令和2年度から始まる椋山女学園大学中長期計画に基づき、学生が就職・進学などの進路について希望を実現できるように、キャリア支援体制の充実に図り、就職の質を向上させ、卒業後も生涯に渡り支援する教育プログラム、支援の充実に図る。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、カリキュラムの基盤である「臨床栄養」、「食育」及び「食品」3分野の学生への認知が高まり、自らの将来像を明確に持って学習に取り組む学生が増えている。

平成30年度から、それぞれの分野において、より特徴ある選択科目を増やすように学科教育内容検討委員会を中心にカリキュラムの再検討を行っており、令和2年度も継続して検討し、令和3年度より新カリキュラムへ移行する計画である。また、社会が求める管理栄養士を育成するための検証を継続し、管理栄養士として活躍する職域の拡大につなげる。一方、新入生がスムーズに大学、学科教育に移行できるよう、平成28年度から始めた上級学年の在生との交流の場を継続させる。さらに、管理栄養士等として社会で活躍している卒業生と3年生との交流の場を設けていたが、令和元年度から3年生に加えて1年生も参加させることにより、早い時期から管理栄養士としての就業を意識付けるこ

とができ、キャリア教育の一助となっているので、今後も継続させる。

生活環境デザイン学科では、令和元年度より新カリキュラムがスタートした。新たなカリキュラムへの円滑な移行ができるように、「アパレルメディア」「インテリア・プロダクト」及び「建築・住居」の3分野体制のカリキュラムの運用の検討と充実度の検証を進める。そして、1級衣料管理士、家庭科教員免許、1・2級建築士、インテリアプランナー、商業施設士、建築積算士補の資格取得や受験資格のサポート体制を継続的に進める。さらに、生活環境デザイン学科の学びや関連資格と社会との接点を拡大できるよう、就職ガイダンスや業界研究会及び学生と企業との交流会を継続的に進め、学科としてキャリア支援を行う。

<国際コミュニケーション学部>

国際コミュニケーション学部では、平成26年度からの新カリキュラムの効果について、完成年度の翌年になる平成30年度に検証を行った。この検証をふまえて令和元年度には改めてカリキュラムの問題点を整理したうえ、科目の統廃合と新設、科目群名称の変更など、教育課程の順次性と系統性を高めるためのさらなるカリキュラム改正をおこなった。令和2年度から、この新カリキュラムをスタートするが、体系的な教育課程の編成については引き続き検討する。

この新カリキュラムでは、「実践力」を学部教育の一つの柱としており、国際言語コミュニケーション学科では、名称変更された新しい科目群である「アドバンスト科目群」がこの「実践力」の養成に対応している。表現文化学科では科目群名称こそ変わっていないものの、「クリエイティブ科目群」を従来の「創作」中心のものから「実践力」に対応した「価値創造」を学ぶ科目群として位置付け直し、新たな科目を追加している。この新カリキュラムを円滑に立ち上げることが令和2年度の事業の柱である。

学部のコア科目の設定に向けて準備的に開講する「クロスカルチュラル・スタディーズ」、実践力養成に対応する「グローバルキャリアデザイン」などの科目については、次に予定しているカリキュラム改正の青写真を描くうえでの一歩になることを目指す。

学部教育の一つの柱である留学制度については、既存のプログラムを引き続き実施する。留学目的の多様化も進めており、平成28年度から導入したハワイでの就業体験を伴った留学プログラム（海外英語演習A）については、令和元年度から日本語教育を現地の学校で経験する研修を実施した。令和2年度も引き続き、この日本語を教える現地研修を拡充する。その一方で、令和元年度から開講予定だった海外でリサーチを行う能力を身につけることを目的とした授業については、開講に必要な履修者が集まらなかった。令和2年度からは、新入生に対して周知方法を工夫し、開講を目指す。

エアライン業界への就職を希望する学生のキャリア支援を目的とした事業のうち「エアラインシンポジウム」の主管を、令和元年度からキャリア育成センターに移管した。しかし「学外エアライン研修」「エアライン業界セミナー」については、令和2年度も本学部が主体となって実施する予定であり、キャビン・アテンダント就職者数の東海地区大学3位以内という成果を引き続き維持できるように努める。平成30年度から始めた産官学連携授業「グローバルゼーション論」については、協力企業の一部を変更し、内容の高度化を図る。キャリア育成センターが開設した「海外での就業体験プログラム」についても、本学部での周知と積極的参加への呼びかけを行う。

従来から活発に行われている学生を主体とした「アウトプットプログラム」については、正規のカリキュラムとして単位化する可能性を考え、参加人数や活動時間数など、詳細の把握を進める。

<人間関係学部>

令和元年度は、事業計画にしたがい、平成29年度に実施したモジュール制を導入したカリキュラム改革、並びに平成30年度に実施した心理学分野では初めての国家資格となる「公認心理師」受験資格を得るための科目の設置といったカリキュラム変更のポイントについて、在学生ガイダンスなどを通して学生に周知し、これらのカリキュラム変更がより充実したものになるように努めた。特に3年生を対象とした卒論事前指導ゼミが始まることを契機に、学生が4年間の学びを卒業論文として自覚的にまとめられるような仕組みづくりを推進した。また令和元年度には、心理学科に初めて入学してきた2年次編入生に対し、丁寧なガイダンスを行うことによって、モジュール履修や公認心理師資格取得の手続きを滞りなく進めた。

令和2年度は、これまでのカリキュラム改革の流れを受けて、「モジュール長」「モジュール会議」を活用して教員の意識改革をさらに進め、モジュール制についての一層の浸透・強化を図る。そして、学部運営会議や将来計画委員会において、ここ3年にわたるカリキュラム改革の成果をPDCAサイクルにしたがって検証し、改善が必要な部分の洗い出し作業を行う。また、成績評価の客観性、厳格性を担保する措置や学位課程全体を通じた学習成果を測定するための指標は、いまだ設定できておらず、その方法の開発も進んでいないことから、令和2年度も学部運営会議や教育内容検討会議において、これらの事項を検討していく。また、平成28年度以降5年のうちに教員組織の3分の1が定年を迎えるので、学部運営会議や将来計画検討委員会において、定年を迎える教員の後任人事についてその専門領域や担当科目を検討した上で、カリキュラム改革の検証結果と合わせて考察し、必要であれば、さらなるカリキュラム改革案を作成する。特に外国語を担当する専任教員が、これまでの4名から令和2年度末をもって1名になるため、令和3年度以降の学部における外国語教育をどのように進めていくのかについて、大学運営会議における全学的な審議を踏まえながら、喫緊の課題として検討する。

<文化情報学部>

令和元年度は、文化情報学部で開講している「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習A」(中国)については、上海師範大学において実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生により中止となった。また「同演習C」(韓国)は仁荷大学校において実施した。なお、これらの海外言語文化演習は、国際化が進む現代の情報社会に積極的に適応する能力とともに問題を解決することができる能力を備えた人材を養成するという学部の理念・目的を実現するために不可欠であるため、令和元年度の反省を踏まえて内容をより充実させ、令和2年度も継続する。なお、令和2年度は「同演習A」(中国)、及び「同演習B」(カナダ)を実施する予定である。

文化情報学部の英語教育は、1年次にネイティブの講師が週5日の英語の授業(45分)を前期は12週、後期は10週実施する形式で実施している(必修3単位)。しかし、2年次以降、英語にとくに興味のある一部の学生を除いて、英語を学習する機会が激減するという問題があった。そこで、令和2年度はネイティブの講師が1年前期は週3回12週、1年後期は週3回12週、2年前期は週3回12週というように、2年前期まで学生全員が英語を学習するように英語教育課程を改善する。これにより、専門科目のなかの英語科目や「海外言語文化演習B」(カナダ/シンガポール)との相乗効果がより一層期待できる。

文化情報学科では、令和元年4月に「アジア・地域・ツーリズム」領域の教員が不在となり、同領域の授業科目の質の低下が懸念される状態となったが、令和2年度からは、中国文化史を専門とする教員1名を採用することになった。令和2年度以降は、アジア文化史、アジア文化交流論、現代中国の社会と文化、海外言語文化事情A(中国)、海外言語文化演習A(中国)など、中国を含む東アジアの文化史に関する講義や演習を積極的に充実させていく。新入生に対して実施していた「研修合宿」(宿泊研修)については、令和元年度から、宿泊を伴わない1日研修を3度開催することにした。博物館見学(水族館)、古典芸能研修(能)、伝統文化研修(食事作法)などの研修を実施した結果、新入生からの評価も高かった。引き続き、令和2年度も、博物館や伝統文化にかかわる同様の研修を計画し、実施する。

メディア情報学科では、令和2年度にカリキュラム改革を実施する。メディアと情報に関する学びは今後、“社会とメディア”、“文化とメディア”の二大領域からアプローチする。さらに、“社会とメディア”には「メディア社会」と「メディアコミュニケーション」、 “文化とメディア”には「メディア文化」と「メディアデザイン」として各2つずつ計4つの小領域を設け、広く社会や文化状況と関わる教養と批評力、メディアリテラシー、情報分析技能、そして、情報発信に必要とされるデザイン・制作技能の修得を目標に掲げていることから、特に「メディア文化」のカリキュラム拡充を図るため、令和元年度には同領域の教員を採用した。2年次後期必修科目「展開演習Ⅰ」とそれに続く3年次前期「展開演習Ⅱ」で、領域に即した卒業研究への意識を強く学生に持たせる指導を行う改革は、令和2年度以降、領域変更即した形で続行させる。学科独自のSCP(Special Concierge Program:初年次から学生の学修計画や進路について支援を行う個別指導体制)は一定の成果と実績を得ていることから、6年目となる令和2年度も継続する。

<現代マネジメント学部>

本学部では、平成30年度から、新しいカリキュラムを導入した。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目

群において経営・会計、総合政策、キャリアの3つの領域から社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させる点にある。更に、学生が選択できる科目数を増やし、各学生のニーズに対応できる学修形態を構築している。この新カリキュラムへの移行は順調に実施できている。

従来から実施している「アクティブ・ラーニング」については、引き続き、商品開発等の取組に加え、企業等と連携し、SNSを用いたライフスタイルの提案等、更に新しい取組が展開された。令和2年度においてもPBL (Project Based Learning) としての企業や行政とのコラボレーションはもとより、それが難しい科目においても「アクティブ・ラーニング」の手法を工夫し、学部のすべての学生の主体的な学修を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。

また、近年、強化を図っているキャリア教育については、語学、情報、簿記等に関する資格取得において実績を挙げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、令和元年度も引き続き充実させる努力を行った。その一環として、令和元年度はTOEIC コンペティションの賞を拡充した。また、平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」に加えて、平成28年度から名古屋税理士会の寄附講座（令和元年度は日本税理士会連合会寄附講座「税理士による租税講座」）を開講し、将来的には「税理士を目指す学生」等を輩出すべく、実学科目の充実を図ってきた。その結果、令和元年度には、本学部生が税理士資格取得を目指して本学大学院に進学した。令和2年度においても、学部教育の専門性と実践性を一層高めるべく、野村證券（株）の寄附講座を新たに開講する予定である。さらに、資格の単位認定の一層の定着を図るため、令和元年度から単位認定制度のさらなる充実を検討しており、令和2年度から適用する予定である。来年度から、それらの効果も検証しつつ、種々の資格取得の支援を一層拡充していく予定である。

この他、自己点検・評価において課題として挙げた入試区分別入学者のGPA数値の差異については、令和元年度からAO選抜及び推薦入試による入学予定者に通信教育型の入学前教育の履修を勧め、今後、その効果を計りながら各入試方式の運用について検討を進める。

平成28年度に学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室では、令和元年度も追加的な整備を行い、ワークスペースをグループ学習に利用する学生たちが増え、ゼミ等でも活用されている。令和元年度においても「TEAM RENATA」が資生堂ジャパン（株）とコラボした活動のほか、新入生向け相談会や就職活動壮行会などピアサポート活動を実施し、令和2年度も当該活動は引き続き実施が予定されている。

＜教育学部＞

令和元年度には、小学校新学習指導要領における外国語の教科化に対応し、「初等教育プログラム」では、「外国語（英語）」「外国語（英語）の指導法」を新たに設定し、加えて「子どもと英語コミュニケーションⅠ」（通称：毎日英会話）を必修化するなど英語を含めた国際理解教育の充実を図るとともに、教員免許法改正に伴う教職課程改正及び保育士養成課程等の見直しに対応し、「乳幼児保育プログラム」「幼児教育プログラム」のカリキュラムの改正を行った。学生の学び直し（Remedial 教育）の推進にはオンライン学習「スタディ・サブリ」の利用を拡充し、保育士・教員としての基礎的な教養を補充する学習支援体制を整備した。また、現職教員として活躍する卒業生との連携と協働を図るため、学部同窓会組織の拡大を目指して、これまでの名古屋地区同窓会の他に新たに岡崎・蒲郡地区同窓会を発足させた。

令和2年度の事業計画として、保育・教育現場において強く求められる特別支援教育を充実させるため、5つの既存教育プログラムに加えて新たに「特別支援教育プログラム」の設定を目指してより具体的に検討を進める。学部設置から10年以上が経ち、定年退職を迎える専任教員の補充を予定している。その人選は学部の将来構想とも関わり、保育士養成・教員養成を目的とする本学部においては教職課程の維持は勿論であるが、特別支援教育の充実を念頭に慎重に行う。また、併設中学校・高等学校、附属の小学校、幼稚園、保育園との連携は進んでいるが、これまで各教員の個別対応によるところが大きかったため、学部として組織的な連携を推進する。特に、令和元年度に開園した相山こども園との連携を図る。さらに、保育・教育現場において必要な資質能力が、学部教育によって十分身に付いたかを検証するために、同窓会組織等を利用した卒業生の意識調査を実施してデータ収集を行う。それらに加え、卒業生が保育士・教員として確実に社会貢献できるよう採用試験に向けた支援体制の更なる充実を図る。

＜看護学部＞

平成31年3月に6期生が卒業し、看護師国家試験では前年度と同様合格率99.0%、保健師国家試験は100%という結果であった。看護職としての卒業生の評価はおおむね良好であるが、就職については、病院施設の条件が厳しくなっている。希望の施設に就職するうえで、コミュニケーション能力に加え、低学年からの成績も重要となるため、学部教務委員会が中心となり学修支援を強化していく。また、キャリア育成センターと連携して就職支援の充実を図る。6期生のうち3名が保健師として安城市、一宮市、知多市に採用された。令和元年度も積極的に採用試験に取り組んでいる。2月に実施している保健師選抜者選抜実施では適切な人材選考が重要であり、公衆衛生看護学領域の教員を中心に令和2年度も継続して人材選考を行っていく。また、養護教諭の免許を取得できることから、6期生のうち1名が、養護教諭として私立小学校に就職した。令和元年度は、公立学校の採用試験合格者も出ており、令和2年度は養護教諭に必要な技術等について、看護学部としてのサポートを強化していく。

平成30年度から令和元年度は、カリキュラム改正に向けた取組として、文部科学省から示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を参考に、現行カリキュラムの学習内容の確認を行った。令和元年10月に厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」が出され、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の改正が示された。今回の改正に合わせて、令和2年度は令和4年度入学生（13期生）に向けてのカリキュラム改正の準備として、カリキュラムフローの作成、教育内容の精選等を行っていく。特に、全領域に関わる「看護過程」、「看護技術」については、ワーキンググループを立ち上げ、これらの取組を行っていく際には、相山の独自性をどのように示していくかも合わせて検討していく。

競合大学が増加する中、志願者及び入学者を引き続き確保するため、オープンキャンパスや出張講義等を活用して看護学部の教育内容について受験生に対する適切な広報を行う。また、アクティブ・ラーニング、教育評価など学部教育における円滑な授業運営に効果的なFD研修の充実を図るとともに、各委員会活動が9領域（専門基礎、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学）の横断的な連携を促進し、学部運営が円滑に行われるよう情報の共有、相互の連携を強化する。この他、学部の施設設備面での整備・充実については、201、303看護実習室の備品の更新を予定している。

3. 大学院教育

＜生活科学研究科＞

食品栄養科学専攻では、引き続き、学部教育としての管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるように、また、定員確保のため、より魅力ある大学院を目指して、担当教員の充実、担当科目・分野の見直しを行っていく。

生活環境学専攻では、生活環境デザイン学科の新カリキュラムの完成年度を迎える平成30年度までに学部との整合性を図り、授業科目と担当教員の検討を行った。この方針に従い、大学院カリキュラム完成年度の令和2年度までに、担当科目・分野、教員構成の見直しを行う。また、定員充足のために学部在生、他学部在生、卒業生、他大学学生に卒業展、ホームページ等を活用し、魅力ある大学院であることを説明、PRし、入学者確保に努める。

博士後期課程人間生活科学専攻では、各領域の担当教員の欠員によるアンバランスを解消し、社会の要請に対して柔軟に対応可能な態勢を整えている。しかし、定員は充足されておらず、より魅力的な博士課程教育・研究を実現すべく、カリキュラム及び組織の整備を図っていく。

各専攻に共通のこととして、この数年間、入学定員が充足されておらず、6年一貫教育、インターンシップを重視した教育等を含めた見直しを検討し、魅力ある大学院教育・研究を目指し、学内外からの学生の応募を増やすための方策を計画していくとともに、多様な人材を確保できる選考方法を検討していく。また、社会人に対応した6時限目、土曜日などの開講に柔軟に対応する。その他、教員の大学院教育に対する負担格差に対応した研究費や報酬の配分案を検討する。

＜人間関係学研究科＞

人間関係学研究科における教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、平成24年度までに整備されており、令和2年度も基本的にはこれらに従って教育活動を実施していく。

ただし、令和3年度をもって社会学領域および教育学領域を廃止し、翌令和4年度からあらたな領域を創設し、研究科・専攻全体のカリキュラムを再編成するという方針が研究科委員会で定まったため、令和2年度において、社会学領域および教育学領域の令和3年度学生募集を停止する予定である。

これにより、令和2年度は、臨床心理学領域のみの学生募集となり、また、臨床心理学領域の9月入学生募集も廃止する予定である。

このような流れの中でも、教育学領域では令和2年度入学生が確定しており、令和2年は教育学領域を含めて従来の教育活動を継続する。さらに教育学領域から要望のあった大学院における聴講生制度が令和2年度から実現する予定であり、修了生が大学院修了後に授業を聴講することが可能となる。

臨床心理学領域においては、令和元年度に完成した公認心理師養成体制を、より強化する。とりわけ養成カリキュラムの主眼である「心理実践実習」を充実させるため、計15ヶ所の学外実習先との間で実習内容と時期、人数について毎年調整をしている。公認心理師試験は2年目になって難易度を増したため、試験対策の講座を授業外に開設する予定である。また、試験日が今後5年間、年ごとに1ヶ月前倒しになることが確定したため、臨床心理学領域のみ、令和2年度新入生から、修論指導の開始を半年早める方針である。その一方で既存の臨床心理士養成も継続していくため、学生も教員もともに負担が増大しているが、当面は双方に対応していく予定である。

<現代マネジメント研究科>

本研究科は、「より高度な教育研究を効果的に行うために、既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成する」ことを目的として開設された。平成26年度（開設初年度）から平成28年度までに入学した学生は、修了後は志望どおり公務員や教員として、また、企業に就職して活躍するとともに、令和元年度には本研究科初の税理士資格登録者を輩出するなど、一定の成果を上げてきた。しかし、入学者数をみると、平成30年度が2名、令和元年度が2名と低迷し、定員を確保するに至っていない。

令和元年度の事業計画では「学部教育と大学院教育とが統合的なカリキュラムになるよう、イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進めている。」とし、また、FD活動を通じた大学院教育の充実及び学外へのアピールの徹底並びに入学生の確保に努めることを目標とした。それに対して令和元年度においてカリキュラムの充実を図るため学部採用教員のうち2名を大学院担当教員に加えカリキュラムの充実を図った。しかし、令和元年度においては、研究科の大学院設置基準上の必要教員数9人（研究指導教員数5名（うち教授4名）、研究指導補助教員4名）に対し該当教員8名と、基準を満たしておらず、その改善のため、令和2年度新規採用教員のうち研究科の教員資格審査基準を満たす教員を大学院担当教員に加えることとした。平成30年度に入学定員の確保のために選抜制度を見直し、既存の選抜方法（一般選抜、社会人特別選抜、学内選抜）に加え、令和2年度から留学生特別選抜と職業人特別選抜を導入することとし、令和元年度は日本語学校にパンフレットを送付するなど新しい選抜制度の周知に努めた。

令和2年度においても「研究・教育体制の整備」を主眼として令和元年度に引き続き「イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進める。」こととし、以下の課題を目標として進める。

(1) 本研究科担当教員は、社会において女性の活躍のチャンスを与えるための努力を怠らないようにするとともに、通常の学部FD活動に加え研究科独自のFD活動を充実させ、それらを通じて院生の教育の充実にも大学院教育についてアピールを徹底する。

(2) 研究科の大学院設置基準上の必要教員数を満たすために令和2年度新規採用教員のうち、研究科の教員資格審査基準を満たす教員を大学院担当教員に加えたうえで、教育体制の充実を図る。

(3) 定員の未充足については、早急に改善すべく、広報課や入試課と連携しながら募集広報の強化に取り組んでいく。特に、令和2年度から新たな選抜方法を導入したので、学部生・卒業生・留学生への研究科内の入試説明会やウェブサイトを通して積極的に学内外にこれを伝えるとともに、学部のオープンキャンパスでの大学院ブースの設置、学部

在学生の保護者向けイベント「父母の集い」、他大学・図書館・日本語学校へのパンフレットの配付などを通して研究科の魅力を伝え、入学生の確保に努める。

<教育学研究科>

令和2年度はこれまでの実績を踏まえ、教育研究体制を改善するとともに、今後の厳しい教員採用状況や学校教育環境に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。アドバイザー・ボードでの協議を中心に、入学方針や教育研究活動の改善と評価を継続的に展開する。前年度からの取組も踏まえつつ、次の諸点を課題目標とする。これらはいずれも本学の次期中長期計画やアクションプランと密接に関連し、それを推進するものである。

(1) 設置目標に沿った教育研究活動が行われるよう、担当教員の研究活動の活発化と、FD活動による教育指導能力の改善に積極的に取り組む。

(2) 文部科学省の教職課程認定後のカリキュラムの系統性・体系性について、より充実させるための検討を持続的にを行い、その趣旨を踏まえたなお一層の広報を行う。

(3) 教職インターンシップが教員の初任者研修に近い実践的な指導力育成の効果をあげられるよう、実施校（特に併設中学校・高等学校、附属小学校、附属幼稚園）・名古屋市教育委員会の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実していく。愛知県教育委員会については、新たな連携を模索する。

(4) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。

(5) 学部学生・保護者・卒業生・学外者への大学院説明会及びウェブサイトの大学院紹介の充実を図り、学部同窓会とも協力して、学生定員の確保と充足に努める。

4. FD活動

令和元年度のFD活動としては、大学改革アクションプラン2019の教員の資質向上のため、専門領域における学術研究を深化し、FD活動を推進して授業改善、授業支援及びアクティブ・ラーニングを推進する体制整備を行った。具体的には、全学FD委員会の下で、全員参加の活発なFDとしてベストティーチャー賞を受賞した教員によるFD講演会、効果的なアクティブ・ラーニングの方法に関する情報提供、授業アンケートによる授業改善、学生FDスタッフによる授業支援、e-Learning システム活用のための講習会等を実施した。

令和2年度は、相山女学園大学中長期計画に基づき、相互授業参観や授業方法についての研修会開催、授業アンケート結果を授業改善につなげていくためのツール等の検討を行うほか、以下のFD活動は、継続して実施する。

(1) 授業改善を図る取組

- ① 授業改善のための授業アンケート
- ② 専任教員の教育・研究活動に関する自己点検アンケート

このうち、①の授業アンケートの内容については、授業改善につながるよう全学FD委員会において精査し、学部学科にて分析・検討を行う。

(2) FD研修

- ① 全専任教員対象FD研修
- ② 学部FD研修
- ③ 新任教員FD研修
- ④ 学外FDプログラムの周知
- ⑤ 博士後期課程の大学院生を対象としたプレFD研修

教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員を対象にした研修を実施するとともに、他大学等で実施される学外プログラムについても情報共有を行う。

(3) シラバスの改善

より効果的な教育を実施するために、シラバスの作成について、各項目の設定や提示方法等について認識を深めるための研修を実施する。また、シラバスの記載内容が適正であるかどうかを確認する第三者チェックを引き続き実施する。

(4) 大学院FD活動

4研究科におけるFDに関する情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する授業改善を検討する。

5. 学修支援

(1) 教育課程の体系化

本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育課程の編成及び実施について検証を行っている。令和元年度の大学改革アクションプランにおいて、学修成果の測定、可視化に向けてアセスメント・ポリシーを策定・公表したほか、カリキュラムフロー（履修系統図）についての検証を行った。令和2年度は、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程によって学修がスムーズに進められているか、卒業判定時でディプロマ・ポリシーを満たす人材となっているかが判定できるよう、アセスメント・ポリシーに基づいた点検・評価を全学部・研究科において実施する。

(2) 学修要支援学生への支援

本学は、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学修・生活・進路の3つの支援方針を「学生支援に関する方針」として策定し、公表をしている。その方針に従い、各学部学科で定める基準により欠席調査及び修得単位数の少ない学生の抽出を行い、いち早く支援の必要性を把握するとともに、GPAを基にした履修指導・進路指導を行っている。令和元年度は、学部及び研究科で学生に対して3つのポリシーを踏まえた点検・評価として学修支援についても聞き取り調査を実施し、明らかとなった問題点等について必要な対応、改善を行った。令和2年度は、椋山女学園大学中長期計画に基づき、学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整えることを課題として取り組むため、①学修ポートフォリオの活用、②学生の主体的学習スペースの拡充、③GPAを活用したきめ細かい指導、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用（e-Learning等）の取組を進める。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的支援を行っている。令和元年度の主な経済的支援としては、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながった。

令和元年度の主な奨学金の給付状況は、以下のとおりである。

- ・ 椋山女学園大学同窓会奨学金 2名 各30万円
- ・ 椋山女学園同窓会奨学金 5名 各20万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金A 22名 各60万円
- ・ 椋山女学園大学看護学部奨学金B 18名 各36万円
- ・ 椋山女学園大学大学院奨学金修士課程 17名 各26.4万円

上記以外にも椋山女学園大学貸与奨学金、椋山女学園大学教育ローン利子補給奨学金により支援を行ったほか、令和元年度の日本学生支援機構の奨学金利用者は、貸与型奨学金は緊急・応急採用も含め昨年度とほぼ同数の1,459名の学生が利用し、給付型奨学金は24名が利用した。

また、成績優秀者上位5%の学生に学業優秀賞の表彰及び金一封として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞の表彰及び金一封として3万円を授与した。

国際化・グローバル化の推進のため、外国人留学生及び海外留学を行う学生に対して学内外の奨学金制度を活用した支援を行った。私費外国人留学生には授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付を行ったほか、受入交換留

学生及び派遣交換留学生に、相山女学園大学（受入）（派遣）交換留学生奨学金の給付を行った。また、認定留学生及び中期留学による派遣留学生を対象に、相山女学園大学振興会海外留学補助金として学生12名に一人当たり10万円の給付を行ったほか、日本学生支援機構の留学生対象の奨学金制度に申請し、採択されたことで多くの学生が留学費用として奨学金を得ることができた。

令和2年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、私費外国人留学生の授業料減額制度を見直し、学業成績と連動した減額率とするほか、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願い」を作成して関係教員へ支援協力を行った。メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策として、「音楽の力でリフレッシュしませんか」などのイベントや学生生活でコミュニケーションをとることが苦手な学生にコミュニケーションスキルを身に付けてもらうことを目的とした「コミュニケーションスキルワークショップ」を実施した。これらの取組については、令和2年度も継続して実施していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会等に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを令和2年度も引き続き行う。

大学ハラスメント防止対策委員会において、令和元年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したアカデミックハラスメント防止研修会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カード等を作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行（年2回）なども行った。令和2年度も、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学となるよう、これらの事業を継続し実施していく。

3. 課外活動・学生生活支援

令和元年度は、課外活動には大学全体として20.4%（昨年度：20.7%）の学生が参加しており、公認団体は55団体となった。その内、45団体について、活動に必要な経費支援を行った。令和2年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。星が丘キャンパスのクラブ室のエアコンが老朽化し故障が発生することが多くなったため、令和元年度は半数のクラブ室のエアコン更新工事を実施し、クラブ室の環境整備を行った。令和2年度は残り半数のクラブ室のエアコン更新工事を実施する。

災害時の学生の安否確認として、「災害（地震）対応マニュアル」を基に、令和元年度はS*map（Web学生支援システム）を利用した安否確認テストを実施した。令和2年度も南海トラフ地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の令和元年11月1日現在の入居者数は107名、入居率は70.4%で、前年度とほぼ同数である。ベッドやカーテンなど個室内の備品に経年劣化による破損が発生しはじめたため、順次更新していく予定であり、令和2年度は個室全室のカーテンを更新する。学生寮では、毎年1回防災避難訓練を実施しており、令和2年度も引き続き実施する。

学生が学生相互で支えあい、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで、学生が主体的に活動し活躍できるようになるために学生サポーター制度を設けている。令和元年度は他大学の活動視察と学生同士の交流の機会を設けるため、京都光華女子大学を訪問した。このように学生サポーター活動は継続的に行われているが、活動に関する学生の認知度が低いこともあり、参加する学生が少ないため、令和2年度は活動が活発となるよう、サポーター活動の学内広報を強化する。また、大学として令和2年度以降も学生の主体性を活かしながら学生サポーター活動の支援を行っていく。

4. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m a pで公開しており、令和2年度も引き続き実施していく。

中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期から助言・指導を行っている。令和2年度も継続して個別の学生の学籍異動理由を可能な限り記録し、各種委員会で情報共有を行う。

5. 就職支援・キャリア支援

キャリア育成センターでは、本学独自のトータル・ライフデザイン教育を実践し、低学年からのキャリア教育の構築と3・4年生の進路支援の充実を図るため、相山女学園大学中長期計画の実施計画I期として、次のとおり事業を展開していく。

(1) キャリア教育の充実

1年次の全学生の必修科目である「人間論」においてキャリア教育を行うほか、教養教育の領域7『女性とキャリア』においてキャリア教育の導入教育を行う。

さらに、コンピテンシーテスト及びリフレクション講座で自分の特徴を知り、将来について考える機会や今後の自身の活動の指針となる機会を設ける。また、ポートフォリオの活用を推進し、自ら考え行動できるよう働きかける。

その上でインターンシップによる就業体験や人材バンクの活用により実社会で活躍する人材との交流機会の提供を行う。

(2) キャリア支援

就職対策講座として9回シリーズの3年生（大学院1年生）向けガイダンスを中心として、面接対策のビジネスマナーやグループディスカッションの講座を行い、筆記試験対策としてはWeb講座やSP I（Synthetic Personality Inventory）模擬試験などを、その他業界・業種セミナーや公務員・教員説明会等を開催し、就職活動を支援する。それぞれの講座等の関係性を視覚化し、学生にとってわかりやすい講座運営を行う。

また、従前どおりキャリアアカウンセラーによる個別相談に重きを置き、職員及び就職相談員で事例研究等を行い情報の共有を図りながら個別相談を充実させる。

さらに、内定を取得した4年生が学生サポーターとして企画運営するイベント等を開催し、下級生の就職活動の支援を行う。

(3) 企業開拓・広報活動

これまで多数の学生が就職している企業との信頼関係を深めるほか、学生のニーズや大学での学びを活かすことができる企業を開拓する。大学での学びや学生の資質などを、企業向けパンフレットなどを利用して広報し、相山女学園大学をより多くの企業に認知してもらうことで採用につなげる。

また、保育園、幼稚園からの求人については、郵送による依頼が有効のため、引き続き継続していく。

(4) キャリア教育・キャリア支援体制の検証

卒業生や在学学生へのアンケート及び外部評価により、本学のキャリア教育及びキャリア支援に対する検証を行う。問題点については、キャリア育成センター運営委員会等で協議しながら令和2年度に改善を行う。

また、卒業生向けのアンケートでは、学び直しについての意見や要望を収集し、リカレント教育の需要の把握を行う。在学学生に対しては、国家資格の支援体制や公務員支援に対する評価及びニーズの把握を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配付、外部研究資金の獲得支援がある。また、「大学活性化経費

対象事業』については、大学の活性化を目的とした優れた事業に対して学長主導のもと予算配付を行っている。

学園研究費の配付については、個人研究のみではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択、実施自体が大学に対する社会的評価の向上を伴う。令和元年度は、科学研究費助成事業（令和2年度新規分）への応募件数が、60件（令和元年度新規分は46件）であった。

令和2年度は、学園研究費Aにおいては、引き続き学部を越えた学際的な共同研究を奨励していく。さらに学長のリーダーシップの下、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費助成事業の説明会を実施する他、教職員向けホームページを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む。）

本学Webサイトの「情報公開」欄に「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」を設け、教員ごとの履歴や教育研究業績、社会的活動等の情報を毎年更新し、情報開示している。Webサイトの「研究・図書館」欄からは、大学図書館が運用する「椙山女学園大学学術機関リポジトリ」へリンクし、専任教員の論文等の研究・教育成果の電子データを学外からダウンロード可能な状態で公開するとともに、学術研究の向上に資するために支給する学内競争的研究費である「学園研究費助成金」の成果について、すべての「研究成果報告書」を年度ごとに公開している。また、定期刊行物としては、毎年『椙山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を発刊している。

令和2年度も同様に、研究成果を公表していく。

V. 国際交流

1. 国際交流

令和2年度は、令和元年度と同様に椙山女学園大学の国際化ビジョン（2015年～2020年）に沿って国際交流を推進する。

交換留学の協定校はこれまでアメリカ1校、カナダ1校、オーストラリア1校、中国1校、台湾1校、韓国2校、タイ1校、マレーシア1校、合計8地域9校となった。令和元年度はこれを10校以上に増加させるために、協定締結の引き合いがあるフランスの大学と協定締結の可能性について模索した。令和2年度は、当該大学と協定を締結する予定である。留学生受入れについては、従来から行う9月からの受入れに加え、本学が指定する語学レベルを満たす留学生に対しては4月からの受入れも可能とし、受入れ留学生の増加を図る。また、交換留学を継続的に行うため協定校を訪問し、担当者と留学に関する現状及び将来性について協議するとともに学生へのPR活動を行う予定である。上海師範大学とは例年交換講演を実施しており、令和元年度は本学が上海師範大学を訪問し講演会を実施した。次回は、令和2年度中に上海師範大学から講師を招聘し、講演を行う予定である。

短期留学生受入プログラムとして、例年8月に実施する「椙山女学園大学サマープログラム」について、参加者は21名であった。オーストラリアや韓国の大学からは2月の開催を希望されているため、令和元年度は2月にも開催した。令和2年度も8月と2月の2回実施する。

国際交流センターは、本学学生と留学生が定期的に集い、活発に異文化交流をする場として機能している。受入交換留学生と本学学生との交流を通して、受入交換留学生が、より充実した学園生活を送ることができるように、学内の公認団体「SAIC（Sugiyama Association of Inter-cultural Communication）」らとの定期的な交流を行っており、令和元年度も継続した。また、国際交流センターが協力し、SAICと学生サポーターが毎月一回「留学生カフェ」を開催し、学生と留学生の交流の機会を設けており、これらの活動を、令和2年度も実施する。

日本語と英語による記事を掲載した『国際交流センター報』を継続的に発行し、ホームページにも掲載している。また、令和2年度は、英語パンフレットや日本語及び英語の国際交流センターホームページのリニューアルを図り、本学の国際交流活動を国内及び海外に情報発信していく。

英語圏の大学との双方向型の協定の締結及び維持が極めて困難な状況を考慮し、本学への受入れはなく派遣のみを行う「派遣留学」の協定校として、平成30年度にオーストラリア、ニュージーランド、カナダの大学各1校と協定を締

結した。令和元年度はオーストラリア、ニュージーランドへ派遣留学を希望する学生がなかったため、令和2年度はこの2校への留学に関する学内の広報活動を積極的に展開し、派遣を行う。

2. 留学生支援

国際コミュニケーション学部で開講された英語で行われている授業、外国人教員による外国語授業及びコミュニケーション科目は私費外国人留学生、受入交換留学生にも開放している。また、十分な日本語能力を持つ学生は英語での授業に加え、各学部で開講する受入れ可能な授業が受講できる。

受入交換留学生への支援事業の一環として継続してきた、交換留学生の希望に合わせたインターンシップを令和2年度も実施し、大学の授業では得られない日本の企業での社会体験を積む機会とする。また、受入交換留学生は様々な日本文化体験学習に参加して、学外でも日本の伝統、文化に触れる機会を与えられているが、令和2年度も同様の日本文化体験学習の機会を提供する。さらに、地域社会との文化交流連携でホームビジットを実施しているが、令和2年度も実施し、受入交換留学生に日本の家庭生活を体験する機会を提供する。

平成30年度から「留学生教育コーディネーター」を国際交流センターに配置している。コーディネーターを中心に、留学生を教育と学生生活の両面から支援することで令和2年度以降も引き続き留学生教育の質の向上を目指す。

その他、学生の中からボランティアでスタディメイトを募集し、受入交換留学生の学習、生活面での支援を行ってきたが、令和2年度も同様に継続する。

「認定留学制度」は、在籍しながら海外の大学に留学し、留学先の大学で取得した単位が本学の卒業単位として認定されるため、学生は4年間で卒業できるようになっており、令和元年度前期は4名が利用した。令和2年度も認定留学制度を継続し、本学の学生が多様な留学を経験できるように支援していく。

海外に留学する学生への奨学金として、派遣交換留学生には「椋山女学園大学派遣交換留学生奨学金」、認定留学生、派遣留学生及び中期留学生には「椋山女学園大学振興会海外留学奨励補助金」を給付し、経済支援を実施している。このうち、「椋山女学園大学派遣交換留学生奨学金」は、令和元年度をもって廃止し、令和2年度からは派遣交換留学生にも「椋山女学園大学振興会海外留学奨励補助金」を給付する。受入交換留学生に対する「椋山女学園大学受入交換留学生特別奨励金」の給付や、経済的に修学が困難であると認められる私費外国人留学に対する授業料減額も、引き続き実施する。

令和元年度は「2019年度日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金」に応募し、国際コミュニケーション学部の「中期留学」及び文化情報学部の「シンガポールへの短期留学」について採択された。令和2年度も、競争的外部資金である給付型の奨学金の獲得に力を入れ、学生の財政的支援をする予定である。

学生の留学、異文化理解を促進するために国際交流センター主催の様々な支援プログラムを実施している。「留学支援セミナー」は、海外留学で得た経験をどのように就職に結びつけるかというテーマで実施しているが、参加した学生から好評を得たため、令和2年度も継続する予定である。他にも、令和元年度に実施した「留学説明会」「危機管理セミナー」を令和2年度も継続し、グローバル化社会に必要とされる異文化理解を深める機会を提供する。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境の整備

中央図書館においては、館内書架サインの統一のために3か年計画を立て、令和元年度は地上階（1階から3階まで）の書架サインを更新したが、令和2年度は、地階フロアの書架サインを更新する。また、これまで資料がその場で手軽に見られるよう備品類の充実努めてきたが、令和2年度は、机・椅子のタイプや大きさを勘案し、より多くの席数確保のための配置を検討する。一方、日進図書館では、無料貸出ロッカー等老朽化した施設・備品類の更新を中心として、引き続き、館内環境の一層の充実を図る。

(2) 利用者サービスの推進

令和2年度は、本学文化情報学部教員の協力により、本学Webサイト上で公開している「相山女学園大学デジタルライブラリー」のコンテンツの充実を図る。現在、公開している「絵入源氏物語」を対象に、残りの巻四十八から巻五十四までをデジタル化する予定である。次に、AV資料の利用サービスの拡充のために、中央図書館のAVブースを改築して一人用ブースを設置し、より多くの利用ニーズに対応できるようにする。中央図書館のノートパソコンについても、平成30年度の年間貸出件数が延べ12,913件と、多くの学生に利用されているため、全50台の内、30台を更新する予定である。

また、同規模私立大学の平均1,315件（平成30年度 学術情報基盤実態調査より）と比べると3倍以上の対応実績のあるレファレンス・サービスやILL（Interlibrary Loan＝「図書館間相互利用」）サービス、令和元年度に導入した国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」も、引き続き利用者への丁寧な対応に努める。

（3）書架狭隘化対策の具現化

令和2年度も、引き続き書架の間引きを進めながら、館内施設の改修による保管庫等の書架スペースの確保等、慢性的な書架狭隘化対策の実現を目指す。

（4）学生ライブラリー・サポーター制度の活性化

学生参加型の図書館利用促進事業であり、令和2年度からの相山女学園大学中長期計画において「図書館機能の充実」として掲げられている「ライブラリー・サポーター制度」を活性化させ、学修の主体性を涵養していく。そのためには、これまでサポーターの自主性を尊重してボランティアとして無償で行っていた活動を、他大学の取組を参考に有償化し、責任と自覚をもってその活動にあたるようにするなど、サポーター制度の在り方を改めて検討する。

（5）学術機関リポジトリの推進

学術論文、紀要論文、学位論文、各種報告書、教育資料、学協会誌をコンテンツとし、公開件数もこの1年間で約70件増え、総数1,268件となっている（令和元年10月現在）。令和2年度も引き続きコンテンツを増やし、情報公開に努めるとともに、アクセス数やダウンロード数の集計結果を定期的に教授会等に提示することで、教員のコンテンツ提供への関心を高めていく。

（6）地域社会との連携の推進

図書館を本学学生のみならず地域社会の女性にも利用してもらおう取組である「図書館開放事業」は、令和元年度を対象を女子高校生だけでなく女子中学生までに拡大し、開放期間も7月及び1月以外の通年とした。令和2年度も引き続き、この取組についての案内チラシ・ポスターを作成し、連携協定を締結している名古屋市立図書館及び日進市立図書館、さらに、指定校推薦入試対象校を中心とした高校への配付、Webサイトを通してのアナウンス等、広報の強化に努める。

（7）貴重書コレクションの拡充推進

令和2年度からの新たな取組として、各学部及び研究科の備付図書費の取扱いを見直し、当該年度末の3～4か月間で予算残額の一部を利用して、貴重図書・稀覯本等を購入し、大学図書館の所蔵コレクションとして教育・研究に活用していく。

（8）ラーニングコモンズの利用促進

中央図書館のラーニングコモンズの利用については、授業やゼミ活動、図書館の利用ガイダンスは勿論、その他学生の主体的な学修、クラブ活動の成果を発表する場として、あるいは、全国大学ビブリオバトル地区予選の会場として使用する等、学生生活全般に視野を広げた様々な活用方法を検討し、幅広い利用促進に努める。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

（1）情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS（ティーチングスタッフ）の配置を強化しており、本学学部学生による情報SA（情報 Student Assistant）の配置も一部学部で実施され、情報教育の充実が進められている。令和2年度は、引き続きSAの拡大展開と教育内容の見直しを行う。

(2) 自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自主学習環境の整備について、ITパスポート試験の自主学習ソフトを導入するなど、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、全学部を導入しているMOS試験のスペシャリスト（一般）を一部教室についてエキスパート（上級）にバージョンアップし、上位資格を目指す学生にも対応できるように整備してきた。令和2年度は、自主学習環境の利用促進を図るとともに、支援体制をより一層強化する。

(3) 情報系資格取得のための試験対策講座については、ITパスポート試験対策講座を継続実施する中で、試験対策用の自主学習ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化してきた。ITパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験の対策講座を実施するほか、情報セキュリティマネジメント試験の対策講座も行っている。平成29年度からは社会連携センターと連携し、受講生の維持・拡大を図り、令和元年度は、受講生の拡大とともに各種資格試験の合格率向上を目指し、資格取得へのサポート体制を強化した。令和2年度は、引き続き社会連携センターと連携し、カリキュラム編成を見直すなど、合格率の向上を図る。

VII. 社会貢献・連携事業

1. 社会連携センター

本学では、以前から社会連携に関する活動を実施してきたが、活動は主に学内の各部署や教員等が個別に行うケースが多く、より組織的な取組へと深化することが求められていた。そこで、平成28年4月にこれまでの「エクステンションセンター」を「社会連携センター」に改組し、社会連携に関する活動を組織的に支援する体制を整えた。

社会連携センターでは、主に次の業務を行う。

- (1) 行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。
- (2) 地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- (3) 地域・社会の諸機関との共同研究及び受託研究の受入れ、調整に関すること。
- (4) 生涯学習事業に係る企画、広報及び実施に関すること。
- (5) 地域・社会との連携に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他地域・社会連携に関すること。

令和元年度は、昨年に引き続き各部署や教員等が個別に行う連携活動を尊重しつつ、社会連携センターが各活動に対する調整や協力等を行った。また、企業等からの連携依頼について学生や学部・研究室との調整を進めた。また、新たな協定として名古屋市千種区役所及び東山遊園株式会社とそれぞれ連携協定を締結した。

令和2年度は、センターの行動目標・行動計画に基づき、地域、社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、本学の社会連携に関する活動をより深化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

2. 地域連携

本学は、平成24年度に締結した日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、平成25年度には人間関係学部「地域連携ユニット」を設置し、平成27年度には「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、平成29年度には「農林水産省東海農政局と椋山女学園大学との連携に関する覚書」、「奈良県御杖村、スィーパトゥム大学との木造建築システムに関する合意」、そして令和元年度には「名古屋市千種区役所との連携協力に関する協定」、「東山遊園株式会社との連携に関する協定」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。令和2年度も前述の協定等に基づき、連携活動を継続して実施する。

新たに連携協定を締結した千種区役所とは、連携事業として教養教育科目「安全学」の講義を千種区民にも公開し、防災に対する意識を学生と共に学ぶ機会を提供する予定である。

星が丘エリアでは、連携協定を締結した星が丘テラスを運営する東山遊園株式会社と名古屋市との連携を進め、星が丘のまちづくりの一翼を担っていく。

日進市との連携では包括連携協定に基づき人間関係学部を中心に様々な分野で協力をしており、日進市市民に対する人間関係学部教員による連携講座を始めとして、平成25年6月に学部独自で「地域連携ユニット」を立ち上げ、全市的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「にっしん市民まつり」、「にっしんわいわいフェスティバル」などにおいては、学生ボランティアを派遣するなど協力を行っている。令和2年度もこれらの活動を継続していく。その他、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、令和2年度においても契約を延長予定である。この学園は、児童養護施設として中日新聞社会福祉事業団が設置しており、教育職員免許や社会福祉資格受験資格に関して本学学生の実習受入れの他、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

3. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

榊山オープンカレッジでは、本学の教育・研究活動を地域社会に還元すべく、生涯学習プログラムの「カレッジ独自講座」と資格検定対策を主とした各種支援プログラムの「キャリアアップ講座」を設けている。

令和元年度に引き続き、令和2年度も「カレッジ独自講座」及び「キャリアアップ講座」を設け、教養の涵養やキャリアアップを目的とした生涯学習の場を提供する。本学教員の持つ研究や専門性を活かした講座内容を検討し、地域の方々と大学とが共に考える場となるよう、開講を進めていく。

また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC、マナー・プロトコール等の試験については、例年どおり学内を試験会場として申請し、団体受験を実施する他、要望が多い資格対策講座を引き続き提供していく。

令和元年度は、学内外の施設を利用して名古屋市、千種生涯学習センター、日進市などの機関と連携講座等を実施し、延べ23件の講座を実施した。令和2年度も社会貢献、連携事業の充実を図る。

4. 高大接続

高等学校との連携については、平成26年度から協定校を毎年増やし、平成29年度の愛知県立愛知総合工科高等学校と、平成30年度の名古屋市立山田高等学校のように、公立高校にも協定先を拡げてきた。令和元年度には、本学として初めて、祝日の通常授業日に協定校の高校生を対象に体験授業を実施した。今後は、協定校の拡大に加え、現在協定を結んでいる高校と実施可能な事業の構築を目指す。例年、大学見学や入試説明会を実施している協定校においては、引き続き実施し、高校側が知りたい情報や、実施したい事業等の要望を聞きながら、現在実施している事業を見直しつつ、新たな事業について検討していく。また、具体的な事業の実施まで至っていない協定校においては、高校訪問等においてコミュニケーションを図り、今後、どのような取組が可能かを探りながら、新たな事業を計画し、本学の情報を提供していく。

併設校との間では、定期的な高大連絡協議会の開催とともに、より一層のコミュニケーションを図るために、入学センターと高校側や、学科毎に高校側と直接話し合う場を設けて、今後の方針、動き、変更等、お互いの情報を密に交換する。受験生のミスマッチを防ぐためにも、受験生だけでなく、保護者、高校教員に対しても、常に学年進行に合わせて、的確な情報提供を充実させる。

令和2年度においても、協定を活かした事業を探り、高大接続の強化を図るとともに、情報提供、情報交換を行っていく。

5. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成27年度から年間3,000件を超えていたが、令和元年（集計は1月～12月末）は延べ1,695件となった。相談件数の減少の理由は、大学院における公認心理師資格取得のためのカリキュラムによる臨地実習施設への巡回指導業務の増加により、専任教員が相談員業務に対応できる時間を減らさざるを得ない状況にあること、また、共働き等による影響から相談ニーズが土曜日に集中する傾向にあることが挙げられる。

このような状況に対し、専任および非常勤相談員の増員に努めるよう人材確保には努めているが、実態として土曜日勤務可能な相談員の確保が非常に困難な状況にある。

いずれにしても、臨床心理相談室への相談ニーズはあるが、それに十分応えられない状況は改善する必要があり、今後、臨床心理相談室運営委員会や研究科委員会の場において、改善方策について幅広く議論していく必要がある。

学部の所在地である日進市の教育委員会との連携事業としては、①日進市内の小中学校への臨床心理学・精神医学を専門とする教員による臨床心理学的観点からの巡回指導、②市内の小中学校に勤務する教員を対象とした担当する児童・生徒に関する教育指導面接及び市内の小中学校に在籍する保護者・児童の相談料2回分を無料（日進市が負担する）とする事業、③市内の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象とする「発達障害に関する保護者相談会」の開催である。③については、毎年1学期末に学校を通して開催案内を配付し、令和元年9月12・13日の2日間開催した。この3つの事業は、令和2年度も継続予定である。

もう一つの連携先である中日新聞社会事業団・中日青葉学園とも引き続き、学園の入所児で心理的な治療が必要な児童に対する遊戯治療を臨床心理相談室にて行ったり、学園の行事のために本学のグラウンドを貸し出したり、職員とのコンサルテーション等を行っている。この事業も令和2年度は継続予定である。

学内外の機関とのコンサルテーション業務については、日進市内の小中学校や中日青葉学園以外の機関（例えば、名古屋市立小中学校や児童相談センター、療育センター等と連携したケース支援や幼稚園や保育園を訪問しての助言や支援）や相談室の成人のクライアントに対して就労支援のために学内外の機関利用を勧め、それにカウンセラーが付き添うなどの臨床心理相談室内での相談活動だけではなく支援内容がアウトリーチ的な支援に広がってきている。臨床心理相談室は、こうした地域社会のニーズの広がりにも、可能な限り対応していく。

また、愛知県臨床心理士会の事業である「東日本大震災に係る被災者への心理相談への対応」として当相談室も無料相談の窓口として引き続き登録を行っている。この事業も要請があれば令和2年度も継続する。

臨床心理相談室主催の教員や心理関係者・一般向けの講演会として、令和元年度は筑波大学の澤江幸則氏を招き、「発達性運動協調性障害の理解と支援」というテーマで講演会を開催した。講演会の講師やテーマは未定であるが、令和2年度も同様に開催予定である。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

新規受験者開拓及び受験者層のランクアップを目的として、平成29年度以降、入試広報ダイレクトメール「マナビジョンエクスプレス」を高校3年生対象に送付しているが、大学選定に影響を与える媒体として一定の効果がみられるため、令和2年度も、出願促進のため送付を継続する。

本学Webサイト内の「入試情報サイト」への平成30年度のアクセス数は131,874名（実人数）となり、平成29年度と比較してアクセス数、ユーザー数共に約7.2%増加している。受験者のみならず、親世代からの「入試情報サイト」の閲覧も多いため、入試広報の主戦略として、令和2年度も「入試サイト」の構築、情報更新に力を入れ、出願促進を図っていく。

オープンキャンパスは、多くの受験者の獲得につながる行事として年に4回実施しており、令和元年度は平成30年度より600名増の9,695名の来場者を迎えることができた。令和元年度は、平成30年度の来場者アンケート結果を基に、各学科の学科説明会及び模擬授業の回数を最大で午前・午後ともに2回に増やし、複数の学科をみてみたいという多くの要望に応えた。また、比較的来場者が少なく、推薦入試が近づく9月のオープンキャンパスの新企画として、公募制推薦入試の面接対策講座を新設したところ、300名以上の参加者があり、立ち見まで出るという盛況ぶりであった。令和2年度も、屋外のイベントにおいて熱中症対策などを講じるなど、来場者がより快適に参加できるよう要望に応えつつ、オープンキャンパスを実施していく。

大学展や出張講義、高校訪問等は、令和元年度の結果等をふまえて見直しつつ、継続して実施していくほか、個人的な大学見学の申込みも、積極的に受け入れていく。本学の学生は、約8割が愛知県、岐阜県、三重県出身であり、地元志向の強い地域であるが、長野県、石川県、富山県、静岡県等へも情報の発信が滞ることのないように、入試情報サイトでの情報提供に止まらず、遠方への高校訪問や大学展参加も行っていく。また、学生による広報の機会として「母校（高校）訪問」を行う在校生を募り、学生目線で捉えた本学の長所を母校の高校へアピールするとともに、各高校の教

員から在學生に示された本学に対する疑問や課題について聞き取り、高校や受験生に正確かつ丁寧な情報提供を行っていく。

以上のとおり戦略的に学生募集を行いつつ、適切な定員管理を行う。

2. 入試改革

令和3年度入試から、大学入試センター試験が廃止され、大学入学共通テストが開始されることに伴い、平成29年度から、様々な変更について検討している。平成31年3月に、令和3年度入試に関わる変更情報の第一報を、さらに令和2年1月には、入試ガイド2021ダイジェスト版を大学ホームページに公開した。令和2年度においては、令和3年度入試実施に向けて、学生募集要項や入試ガイド等、実際に受験生の手元に届く情報提供冊子や大学展、入学説明会、高校で行うガイダンス等を通して、本学の変更事項を周知し、受験生にとって不利にならないような情報発信を行う。各種アンケート結果からも、受験者が本学の入試情報を知る重要なメディアは、入試情報サイトと入試ガイドであることから、令和2年度もさらなる情報発信源の充実を図る。

令和2年度初旬を目途に、募集に関する準備を整理し、情報周知のための広報に力を注いでいく。また、入試実施までには、実際の運用時に入試システム等に不備の無いように準備を整え、その他必要な事項についても、他大学の動向をみながら、準備を整える。

多面的、総合的評価により行われる入試の方法として、記述式問題を課すかどうかについては、作題担当者とともに検討を重ねているが、令和3年度入試に向け、その方法を探っていく。なお、令和3年度一般入試においては、英語の外部検定試験は活用しないこととする。

その他、推薦入試の合格発表が12月に変更となることから、入学前スクーリングとの連動や課題の提示、主体的な学習活動を取り入れるなど、入学前教育の充実を図る。平成31年度入試の入学前スクーリングから、大学での学修に必要な基礎学力に不安を持つ生徒に対して、一部学科で導入した外部の通信教育については、令和2年度入試以降も継続する。

IX. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、これまで大学改革、教学マネジメント、社会連携等の大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決することを目的として、学長の下に「大学運営会議」を設置するとともに、各学部長の下に、学部における学士課程教育の更なる充実を目的として「教育内容検討会議」を設置するなど、教学面におけるマネジメント体制の構築を進めてきた。

大学運営会議では、策定した「椋山女学園大学中期計画」及び「改革アクションプラン」に基づき、学長のリーダーシップの下、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、入学前教育（スクーリング）の実施、併設校以外の高校も含む高大連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んでいる。また、各学部の教育内容検討会議では、シラバスの第三者チェック、カリキュラム改正、3つのポリシーの見直し、学部将来構想の検討等、教育内容の改善、充実に努めてきた。

令和元年度で最終年となる「椋山女学園大学中期計画第2期（平成29年～令和元年度）」の検証に基づき、「椋山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」を平成31年1月に策定し、公表した。令和2年度からは、「椋山女学園大学憲章」、「椋山女学園大学中長期計画実施計画I期」及び「改革アクションプラン」を軸として、PDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

2. 内部質保証及び自己点検・評価

本学では、自己点検・評価活動として毎年『大学年報』を刊行し、大学設置基準で規定されている7年に1回の第三者評価に備えてきた。平成25年度には、2回目となる大学基準協会の認証評価を受け、長所として特記すべき事項としてキャリア教育及び学生支援の組織的な取組について取り上げられた一方、4つの努力課題、1つの改善勧告の指摘

があり、平成26年度中にこれらの指摘内容を検証し、その後指摘事項の解消に向けて対策を講じてきた。平成29年度は指摘事項の改善状況を記載する改善報告書を大学基準協会に提出した。平成30年度には、努力課題のうち唯一対応が進んでいなかった編入学生数比率を改善するため、令和2年度から一部の学部学科で編入学定員を削減することを決定している。

平成30年度に構築した、第三サイクルの認証評価における新たな大学評価システム及び点検・評価基準に対応する全学的な内部質保証推進体制のもとで、令和元年度は、自己点検・評価結果に基づく積極的な改善・改革を行った。令和2年度は、大学基準協会の認証評価を受審したうえで、年度末に『大学年報（認証評価号）』を発行する。

4 椋山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 令和2年度の基本方針

こども園・保育園から大学・大学院までを有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学する生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- (1) 中高6年の学びにおける「学校ビジョン」を作成し、次期学習指導要領における学力の向上と「育てたい生徒像」の実現を目指し、授業内容の改善と生活指導の工夫・充実を図る。
- (2) 新学習指導要領に応じた高等学校選択科目の整備、及び中高学習評価基準、観点別評価の見直しと整備を図る。
- (3) 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- (4) 生徒が健全な学校生活を送るため、基本的な生活規律の確立を目指し、日常的な指導を徹底する。
- (5) 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動、ホームルーム活動の充実を図る。
- (6) 中高とも学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望に応じた進路指導を行う。
- (7) 中・高生の心身の発達に留意し、椋山女学園食育推進センターと連携して食育教育を実践する。
- (8) 椋山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (9) 椋山女学園大学国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の豊かな国際交流プログラムを企画し、実施する。
- (10) 年々増加しつつある心の悩みを抱える生徒の実態把握を行い、養護教諭・スクールカウンセラーを含めた、「チーム学校」としての運営について協議する。
- (11) 中学校・高等学校別の「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、対応を協議する。
- (12) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重し、本校らしい部活動の方向性を確認する。
- (13) メディア・センターとしての図書館を活用した、椋山独自の多角的な学習活動を充実する。
- (14) 総合学園としての展望を持った生徒募集政策を策定する。
- (15) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。
- (16) 私立学校である椋山女学園中高としての「社会に開かれた学校づくり」の可能性と方向性について検討する。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践に向けた研究を行う。
- (2) 授業や課題等において、家庭学習の重要性の認識を促す工夫を行う。
- (3) 学力実態分析を基に遅進者に対する指導を常に見直し、指導方法を充実させる。また、それ以外の生徒たちには学習意欲を喚起しながら定着度に応じた指導を推進する。
- (4) 「育てたい生徒像」の学力観に基づく、望ましい学習態度、学習習慣を育成し、定着させる。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の「特別の教科 道徳」の授業実践に向けた効果的なシラバスを作成する。
- (2) 中学「総合的な学習の時間」の在り方と、新学習指導要領で求められる探究的な学習の内容について検討し、更なる充実を図る。
- (3) 令和元年度の各教科指導の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。
- (4) 時代の求めに応じた中・高のカリキュラムを有効なものとするべく、カリキュラムマネジメントの観点から、授業環境・人的配置を含めたシラバス内容の効果的な実践に努める。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力を向上させる。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表等の学習を通して、「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。また、令和2年度は隔年で実施されるカナダ・トロントへの語学研修を控えており、これまでの異文化交流の総括をもとに、よりよい研修となるよう検討を重ねる。安全を十分考慮した上での他地域への語学研修についても、その実施に向けて検討を継続する。
- (5) メディア・センターとしての図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の自主性を高める場として、ホームルーム活動及び部活動を位置付け、その指導を行う。
- (2) 生徒会活動を充実、発展させる。
- (3) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重し、本校らしい部活動の在り方を検討する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・挨拶・マナー・遅刻者指導等により、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 問題行動への対応と防止を図る。
- (3) hyper-QU (よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート) 等を活用し、不登校やいじめの防止に努めるとともに、問題が発生又は予見される場合には、スクールカウンセラー、家庭、必要に応じて関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定のサポート

- (1) 高校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際し、きめ細かい指導（適性検査、校内模試等）を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に大学・各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することで、より明確な学部選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での併設大学との高・大連携行事については、その内容の見直しも含めて高大連絡協議会において、より充実した実施内容を検討する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (3) 同一学園内の併設校同士として、進学指導の面で更なる連携の形を模索する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

- (1) 他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿

密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

(1) 併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携し、生徒の進路意識を醸成し、同時に保護者に情報提供するための方策を検討する。

V. キャリア教育

1. 進路指導と併せたキャリア意識の涵養

本校では、ほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いて、進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。令和2年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組を実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断（R-CAP）の実施

職業調べの取り掛かりとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

椙山女学園大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年、高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。令和2年度も引き続き実施する。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施する。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年、多数の参加希望者がいるため、令和2年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

平成29年度から委託業者のコーディネートののもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施している。これまでの反省をもとに、令和2年度も実施予定である。

(6) 覚王山フィールドワーク

毎年、中学1年生全員を対象に、本校が所在する覚王山地域のフィールドワークを実施している。身近な地域の大学や商店、歴史的な箇所を訪ねることで地域社会と自分自身のつながりを意識する取組として、令和2年度も実施する。さらに、中学生向けのキャリア教育の在り方を検討していく。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないようその危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 定期健康診断を実施する。
- (2) 環境測定（温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量、騒音、照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) 平成30年度に増員配置したカウンセラーや併設大学院人間関係学研究所の学生との連携を図り、指導をより充実させる。

VIII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の各種研修会への参加を推進する。（全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学協会経験者研修会等）
- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する（ICT機器の活用等）。
- (4) 新任教職員への研修を実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) 機能が拡充された新しいメール配信システムを利用し、保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。
- (4) 全校生徒による地域清掃活動を実施する。

X. 施設・設備

1. 特別教室等の有効活用

- (1) 生徒の自主学習のため、コンピュータ室を定期的に開放する。
- (2) 講義室や空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 普通教室のプロジェクター等を活用した、効果的なアクティブラーニングやプレゼンテーションを行う。
- (2) タブレット等のICT機器を含めた授業での協働学習に向けた活用を行う。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

- (1) 成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システム

を模索する。

X I. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と配架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書更新の方針を立てて適宜実施する。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 「椙中・椙高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. ホームページによる蔵書検索の充実

- (1) 生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

X II. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携し、学校案内パンフレットやホームページ等を充実させ、より効果的な広報活動を行う。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

- (1) 学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策に活かす。入試の実施形態については常に時代に即した在り方を模索していく。高校一般入試については、平成31年度入試から導入した5教科実施並びに一部マークシート方式の解答形式を、より質の高いものにしていく。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画を立てる。

3. 各種企画の充実

- (1) オープンスクール・学校説明会・入試説明会の充実を図る。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 令和2年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・自ら課題を見つけ、解決に向けて論理的に考え、判断し、行動する児童
 - ・社会・世界と関わり、よりよい人生を送るために、学び続ける児童
 - ・リーダー性をもって協働的に行動し、よりよい社会・世界を形成しようとする児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にした学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ①「強く」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ②「明るく」
深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③「美しく」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施する)と、校外学習(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 修学旅行)に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した梶山女学園アフタースクールでは、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。

- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際理解や国際交流の深化を目指す。
- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 大泉高原の生活・修学旅行等)。
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。さらに、学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立てる。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるため、5・6年生希望者対象の短期語学研修を実施する。研修先において、現地での国際交流活動を実施する。さらに、令和2年度からは5・6年生希望者対象のターム留学(4週間)を実施する。「毎日英語」での学習を活かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を越えた子どもたちの学習の充実を図る。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間を関連させ、ICT教育、プログラミング教育を行う。3～6年生は1人1台のiPad(タブレット型端末)を利用し、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 大学と連携したビオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動を実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」、「豊かな心を育む」、「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と椋山女学園食育推進センター、PTA、業者が連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
- ① 放課後児童健全育成としての「学童クラブ」
多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。
 - ② 「クリプトメリアンセミナー」
伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。
 - ③ 「スペシャルプログラム」
長期休業期間を中心に、地域、企業、中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、中学校・高等学校生徒による部活動体験、大学教員による授業等の体験プログラムを行う。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU(学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート)の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる子どもを育成する。

- (7) 生活指導目標と、朝礼の校長講話、道徳の授業との連携を図り、基本的な生活態度を全校で指導し、定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
- (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「相ニコグッズ」の制作、販売を通したブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きるうえで必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施し児童の登下校の防犯意識を高める。校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

VII. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になってさらに強化していく。ホームページでは「相小ダイアリー」の閲覧が多いため、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開にも力を入れ、ホームページの更なる充実を図る。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。
- (6) 教員の働き方の改革を行い、子どもとゆとりをもってふれ合うことのできる環境づくりを行う。

VIII. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たるため、新学習指導要領の実施に関する研修、ハラスメント研修を含め各種研修を実施する。また、教員としての専門性を高めるための研修を充実し、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。
- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。

- (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
- (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、PDCAサイクルの視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、令和3年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、保護者・教師間の意思の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加の「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動とも連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ①地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ②児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設・設備

- (1) 校舎や新しい施設・設備を最大限に活かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実に努める。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園、こども園、保育園、インターナショナルプレスクール等の訪問等を実施し、幼稚園、保育園とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にホームページ等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業やそれらの日本の窓口となる海外子女教育振興財団の作成する「学校便覧」に情報掲載を継続していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 令和2年度の基本方針

令和2年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、75年余りに及ぶ創立以来の伝統を継承し、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿い充実した幼児教育を行っていく。

- (1) 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- (2) 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- (3) 人間関係力（友達を大切にし、協力して行動できる子どもに育てる。）
- (4) 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

園舎の環境を活かし、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である「遊び」が存分に展開され、豊かで実り多い経験を重ねることのできる幼稚園教育をさらに推進していく。また、現教育要領を踏まえて「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を培うことができる教育を実現していく。さらに、小学校教育との円滑な接続を図る。

また、学年や学級を超えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。平成30年度から取り入れている会員制を継続し、令和2年度は更なる内容の充実を目指す。

大学の様々な専門分野と関わりながら、学園内の他の学校、園とも連携した教育・保育を展開する。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達とのかかわり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かすことの楽しさを知り、進んで運動する。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持ち、進んで運動することを楽しみ、友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組むことで満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、いろいろな種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身につけ、健康と食べ物との関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身につける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、かかわりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人とのかかわりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切にする。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動（音楽）

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏することや、イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 表現活動（制作）

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友達とイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 安全計画・危機管理マニュアルを毎年見直し、改善を図る。
- (2) 年間に地震4回、火災3回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員、警察にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。

- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月、最初の日を安全点検の日とし、遊具・設備等を点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにする他、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については『相山・幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝える他、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに災害発生時引き渡し訓練を行う。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中に担任が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上決定する。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。
- (14) 「保健だより」を発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に配付し、年間の流れが分かるようにするとともに、月ごとの詳しい日程も配付する。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 保護者のボランティアにより、「えほんのへや（図書室）」での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) ホームページにて、日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受け付け、欠席連絡の受け付け等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、関連諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。
- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季休業中に地域に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取得して対応する。

VII. 組織運営

- (1) 服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

- (1) 園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。

2. 園内研修

- (1) 毎日、学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年ごとの実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設・設備

- (1) 保育室や園庭の清掃、遊具の点検を毎朝職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施し、必要に応じて補修する。

X. 特別支援・連携

令和2年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部、看護学部、人間関係学部の実習生の受入れ
- (2) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (3) 併設中学校の生徒の自作のエプロンシアターを携えての訪問の受入れ
- (4) 近隣中学校の職業体験の受入れ
- (5) 消防署への訪問
- (6) 名古屋市環境サポーターによる自然教室
- (7) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園等の実施
- (8) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携
- (9) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置を依頼するなど、近くの医療機関との連携
- (10) 発達に課題がある園児の巡回指導や療育センター等の福祉施設との連携

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、ホームページを充実させ、教育活動を常時発信する。
- (2) 近隣施設や保育園にパンフレットの設置を依頼し、地域の人々へも周知する。

2. 見学者の受入れ

- (1) 保護者は園を選択するに当たって園見学を重視するため、随時、見学者を受け入れ、対応する。

3. 説明会の実施

- (1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。
- (2) 説明会後に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。
- (3) 預かり保育の内容について、十分に説明をし、理解を図る。

7 椋山女学園大学附属椋山こども園に関する事項

I. 令和2年度の基本方針

開園2年目となる令和2年度は、本学園の教育理念「人間になろう」に基づき、また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「環境を通して行う教育及び保育」の考え方を踏まえ、園児が安心・安定して園生活を送り、自ら身近な環境に関わるなど自己を十分に発揮して、発達に必要な経験が積み重ねていけるよう、以下の方針に沿って教育・保育を展開していく。

- (1) 健康な心と体 (よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる)
- (2) 人間関係力 (人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる)
- (3) 主体性 (主体的に物事に取り組み、やり遂げようとする子どもに育てる)
- (4) 自己表現 (のびのびと自己を表現する子どもに育てる)

椋山女学園大学に隣接する環境を生かし、園児及び保育教諭が多様な経験を積み重ね、質の高い教育・保育を目指していけるよう大学との連携を図っていく。また、幼保連携型認定こども園の社会的役割を果たすために、地域の未就園の親子に子育て支援を行う。

大学附属幼稚園、保育園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育・保育を進めていく。

II. 教育・保育目標

1. 学年の目標

- (1) 0歳児の目標 生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ。
- (2) 1歳児の目標 行動範囲を広げ、探索活動を盛んにする。
- (3) 2歳児の目標 象徴機能や想像力を広げながら集団生活に参加する。
- (4) 年少児の目標 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する。
- (5) 年中児の目標 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。
- (6) 年長児の目標 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。

2. 分野別の目標

- (1) 養護 (生命の保持)
 - ①0歳児の目標 健康や安全に配慮し、一人一人の生活リズムを大切にし、生理的欲求を十分に満たす。
 - ②1歳児の目標 清潔で安全な環境を整え、生理的欲求を満たし、生活リズムの形成を促す。
 - ③2歳児の目標 安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。
 - ④年少児の目標 衣服の着脱や食事、排泄など健康な生活に必要な活動を自分でしようとする気持ちを持つようになる。
 - ⑤年中児の目標 健康で安全な生活に必要な基本的な習慣に関心を持ち、自らできることの喜びを感じられるようになる。
 - ⑥年長児の目標 健康で安全な生活に必要な習慣を身につけ、自ら考えて行動できるようにする。
就学に向けて、よりよい生活リズムが整うようにする。
生活の流れを見通し、主体的に行動し、自立に向かうようにする。
- (2) 養護 (情緒の安定)
 - ①0歳児の目標 保育教諭との応答的な関わりの中で、安心して過ごせるように情緒の安定を図る。
 - ②1歳児の目標 一人一人の気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。

- ③2歳児の目標 様々な自己主張を受け止め、一人一人の気持ちに共感し、自我の育ちを支える。
- ④年少児の目標 子どもの気持ちや考えを受け止め、自我の形成とともに主体的に行動できるようにする。
- ⑤年中児の目標 自己発揮をする中で、「達成の喜び」や「満足感」を味わい、自信をもって行動できるようにする。
- ⑥年長児の目標 心身の調和と安定により、自信を持って行動できるようにする。

(3) 健康

- ①0歳児の目標 人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
空腹、満腹、目覚め等のリズムが作られていき、心身ともに安定した状態で園生活を過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 安全で活動しやすい環境の中、保育教諭に見守られながら一人遊びを十分に楽しむ。
身の回りのことを保育教諭と一緒にしようとする気持ちが芽生える。
- ③2歳児の目標 全身を使った運動や手・指先を使った遊びを十分に楽しむ。
保育教諭の見守りの中、身の回りのことを自分でしようとする。
- ④年少児の目標 十分に体を動かし、いろいろな玩具や用具を使った遊びを楽しむ。
生活の流れが分かり、自分でできることは自分でしようとする。
- ⑤年中児の目標 様々な遊びに挑戦し、体の動きが巧みになる。
健康、安全な生活に必要な習慣や態度に関心を持ち、身につけようとする。
- ⑥年長児の目標 運動遊びに意欲を持ち、目標を持って取り組む。
自分の体に関心を持ち、健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけ、進んで行動する。

(4) 人間関係

- ①0歳児の目標 特定の保育教諭と愛着関係を築き、安定して過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 保育教諭が見守る中で、身の回りの大人や友達に関心を持ち、関わろうとする。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と関わって遊ぶ楽しさを知る。
- ④年少児の目標 友達と共感したり、葛藤したりする中で、自分にも相手にも気持ちがあることに気づき、友達と遊ぶ楽しさを知る。
- ⑤年中児の目標 友達の気持ちに気づき、共感したり、思いやりの気持ちを持つ。
- ⑥年長児の目標 友達の思いを受け入れ、友達との違いを認めながら協力して物事をやり遂げることの大切さや充実感を味わう。

(5) 環境

- ①0歳児の目標 身近なものに興味や関心を示し、見たり、触れたりする。
- ②1歳児の目標 自然物や身近な用具・玩具に興味を持ち、進んで触れたり試したりして遊ぶ。
- ③2歳児の目標 身近な自然や事象に興味や関心を広げ、探索、模倣をして遊ぶ。
- ④年少児の目標 様々な自然や事象に触れ、興味や関心を持ち、親しみを持って自分から関わろうとする。
- ⑤年中児の目標 様々な自然や事象に触れたりしながら、考え工夫して遊ぶ。
- ⑥年長児の目標 生活の中で、物の性質や数量、図形、文字、時間などに関心を持って関わる。

(6) 言葉

- ①0歳児の目標 喃語などを優しく受け止めてもらい、初語や保育教諭とのやりとりを楽しむ。
- ②1歳児の目標 保育教諭との応答による心地よさや嬉しさを感じ、自分の気持ちを簡単な言葉で伝えようとする。
- ③2歳児の目標 自分の思いや経験と話そうとしたり、生活や遊びの中で簡単な言葉でのやりとりを楽しむ。
- ④年少児の目標 経験したことや自分の思ったことを言葉で表し、友達とのやりとりを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 言葉で自分の思いや考えを伝えたり、友達の話の聞いたりしながら、会話の楽しさを味わう。
- ⑥年長児の目標 共通の目的に向かって、友達と話し合い、自分の思いを伝えたり相手の話す言葉を聞こうとしたりする意欲や態度を身につける。

(7) 表現

- ①0歳児の目標 保育教諭の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し、欲求や要求を表す。

- ②1歳児の目標 歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と一緒に歌ったり、リズムに合わせて身体を動かしたりすることを楽しむ。
- ④年少児の目標 様々な素材や用具を使って自分の思うように描いたり、作ったりして遊ぶことを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 友達と一緒に遊びのイメージを共有しながら、様々な表現を楽しむ。
- ⑥年長児の目標 友達と心を通わせ、一緒に表現する過程を楽しむ。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 月に一度以上の避難訓練（地震、火災等）、様々な状況を想定した隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練、引き渡し訓練を実施し、職員は緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守る行動を取ることができるようにする。
- (2) 毎朝、保育室内、園庭の安全面、衛生面での確認を実施する。
- (3) 感染症対策のため、保育室、トイレ等の清掃はこまめに実施し、おもちゃ、砂場等の消毒は適宜実施する。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 日ごろから職員は、落下防止、転倒防止策が取られているかを意識する。職員は、すぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 保育教諭は、登園時に健康観察を行い、いつもと違った様子が見られた場合には、保護者に確認をする。また、養護教諭は毎日、決まった時間に健康観察を行い、異常を感じる場合は速やかに適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (9) 怪我の発生については、「怪我の報告」に記録し、毎朝のミーティング時に職員間で情報を共有し、同じ場所、状況等での怪我を防ぐようにする。
- (10) 在園中に保育教諭、養護教諭が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (11) アレルギー対応については、医師の診断書に基づき、保護者と園の面談の上決定する。食の提供については、可能な限り代替食を提供する。
- (12) 年に2回の園医による健康診断、年に1回の園歯科医による歯科検診や検尿検査を実施し、月に1回の身体測定を実施する。異常があった場合は速やかに保護者に連絡をする。
- (13) 保育環境の検査等は、学校薬剤師により定期的に実施する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者が子どもの安全や健康管理について関心を高めるようにする。

Ⅳ. 保護者との連携

- (1) 保育教諭は、登降園時に保護者と子どもの健康面等について連携を取る。
- (2) 保護者との連絡に連絡帳を活用する。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示版で保護者に伝わるようにする。
- (4) 必要に応じて日々の園児の保育の様子を写真で掲示し、教育・保育内容が保護者に伝わるよう工夫をする。
- (5) 令和2年度の年間行事予定を年度末に配付し、保護者が仕事との調整を図りやすくし、園児の成長を園と共に喜び合える関係を構築する。
- (6) 園だより、クラスだより、保健だより、給食室だよりは毎月発行し、保育内容等や園児の様子を詳しく伝える。
- (7) クラス懇談会、個人懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める機会とする。

- (8) 保護者会と連携し、協力して園児の育ちを支える。
- (9) 保護者会主催（保護者会予算）の園児が楽しめる人形劇、演奏会等を実施する。
- (10) ホームページを活用して、教育・保育の様子を写真等でわかりやすく伝えるようにする。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡や欠席連絡の受け付け等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、必要に応じて関連諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 地域の子育て支援の場「すぎっこ」を定期的（月に2回程度）に多目的室等で実施する。また、その場で必要に応じて子育て相談を実施する。
- (2) 椙山女学園大学教育学部の「子育て応援キャラバン隊」と共同で、子育て支援の場を設ける。
- (3) 地域の子育て広場やサロン等に職員を派遣する。
- (4) 地域の高齢者と関わる機会を持つ。
- (5) 区役所、保健センター、療育センター、民生委員、主任児童委員と連携し、地域に根差していく。
- (6) 「えほんのもり」は「すぎっこ」に来園された方が利用できるようにする。
- (7) 園見学希望者に対して、基本的に火曜日～木曜日の間で受け入れる。

VI. 子育て支援の体制

- (1) 園内の子育てに関する相談について、担任の他、園長、副園長、主幹保育教諭が必要に応じて実施する。
- (2) 「すぎっこ」の中で必要に応じて子育ての相談活動を実施する。
- (3) 椙山女学園大学教育学部の子育てキャラバン隊と協働して子育て支援を実施する。

VII. 組織運営

- (1) 就業規則、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

- (1) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会や名私保育士会主催の研修、全国大会クラスの研修会に職員を派遣し、得た学びや情報を職員間で共有を図り、専門性を高め、園の教育・保育の質の向上に繋げる。

2. 園内研修

- (1) 毎月、保育カンファレンスを実施し、教育・保育の評価反省を行い、教育・保育の質の向上を図るようにする。
- (2) 保育園との交流保育を実施し、互いの保育・教育の質の向上に努める。
- (3) こども園・保育園で合同研修を実施し、互いに共通理解を図り、同じ目標をもって教育・保育に向かうことができるようにする。
- (4) こども園・保育園間の保育交流の年間のまとめを作成し、令和3年度に繋がるようにする。

IX. 施設・設備

- (1) 毎週土曜日は自主点検表に基づいて保育室内、園内、園庭、園周辺の安全確認を実施する。

-
-
- (2) 専門業者による遊具安全点検を必要に応じて実施する。

X. 発達支援・他機関との連携

次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育・保育の充実を図る。

- (1) 教育学部、看護学部、生活科学部等の実習生及び見学を受け入れる。
- (2) 併設大学の学生ボランティアを随時受け入れる。
- (3) こども園を活用した併設大学の授業の受入れを実施する。
- (4) 近隣中学校の職業体験の受入れを実施する。
- (5) 県内高等学校の職業体験の受入れを実施する。
- (6) 警察署員による不審者対応訓練を実施する。
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室を実施する。
- (8) 療育センターとの連携を深め、発達支援の必要な園児の育ちを支える。
- (9) スーパーバイザー制度を活用し、障害児理解を深め、保護者と情報を共有し、園児の育ちを支える。

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、ホームページを充実させ、教育・保育活動を常時発信する。

2. 見学者の受入れ

- (1) 入園希望者の園見学を火曜日～木曜日に受入れ、園の方針等を説明し、理解された上で入園申請に臨んでもらえるように丁寧に対応する。
- (2) 園見学者には園の方針、目標、生活について5名前後のグループにして丁寧に対応を実施する。